

食安監発0707第4号
平成21年7月7日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果について

標記については、別添1のとおり、消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム（以下「WT」という。）において取りまとめられ、平成21年6月26日に開催された犯罪対策閣僚会議に報告されたところです。

WTについては、別添2のとおり、平成20年12月22日、犯罪対策閣僚会議において策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－に基づいて設置され、食の安全・安心に係る事犯等、国民の消費生活を脅かす事犯に対処するための具体的な方策等をこれまで検討してきたところです。

本検討結果には、今後設置される消費者庁に、消費者事故等に関する情報が一元的に集約されることを踏まえ、消費生活を脅かす事犯の早期把握及び被害拡大防止に向けた関係行政機関間の早期の情報共有や、事案の悪質性、組織性、広域性等を総合的に勘案し適正に対応するための法執行体制の強化、適正かつ迅速な告発手続の実施等が示されています。

このような関係行政機関等との情報共有や法執行体制の強化、悪質な事例に対する告発等については、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）や「食品等事業者に対する監視指導の強化について」（平成19年12月12日付け食安発第1212007号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）等において既に周知しているところではありますが、今般、WTにおいて示された検討結果を踏まえ、改めて消費生活を脅かす事犯に対する迅速かつ機敏な対応及び関係行政機関等との連携について御了知の上、食品衛生法に基づく監視指導を実施されるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

参考URL：「消費者生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/090626honbun.pdf>

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/081222keikaku2008.pdf>

消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果

1 現状

最近の生活経済事犯の特徴としては、家屋の屋根、土台等の点検を口実に不要なリフォーム工事を高額で行う点検商法等の特に高齢者を狙った悪質商法、生活の困窮につけ込むヤミ金融事犯、食品の偽装表示等の食の安全・安心に係る事犯等国民の消費生活を侵害する事犯が、国民の安全・安心を損なうものとして大きな問題となっている。

その検挙状況をみると、高齢者を狙った点検商法等は続発しており、平成20年中の特定商取引等に係る事犯の検挙は、142事件、279人と高い水準で推移し、その被害は3万3,833人、107億1,870万円に及んでいる。悪質商法の一態様である出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、金融商品取引法等の違反に係る事犯といった資産形成事犯の検挙は、年間10事件から20事件前後で推移しているが、平成20年の被害額等は、大型事件の摘発が相次いだことから過去5年間で最高の1,579億7,406万円に上った。平成20年中のヤミ金融事犯の検挙は437事件、860人で、前年に比べわずかに減少したが、その被害は14万1,394人、293億3,378万円に上ったほか、暴力団が関与する事件は全体の33.4%を占めた。食の安全・安心に係る事犯は近年増加しており、平成20年中の検挙は、37事件、91人で、中でも食品の産地等偽装表示事犯の検挙は16事件、57人と統計を取り始めた平成14年以降で最多となった。

これら事犯については、国民が日常生活を送る中で気付かないうちに巻き込まれる危険性が高く、中には、国民の生命・身体・財産に重大な被害を及ぼすものもあることから、国民は大きな不安感を抱いているものといえる¹。

これらの事犯に対しては、これまでも行政庁と警察において相互に連携しながら対応に努めてきたところである。

しかし、消費生活侵害事犯の中には、行政処分を受けた事業者の役員等が別の会社を興すなどして商号を変え、同様の不適正な行為を繰り返して被害を生じさせるといった悪質な事業者によるものがみられる。このように行政による監督をものともせず犯行を繰り返すものや、組織的な犯罪者グループが巧妙な手口で消費者につけ込むものがみられ、従来の消費者行政の手法等では対処が困難になっている。また、これら事犯に対処するに当たっては、

¹ 平成20年10月に内閣府が実施した世論調査によると、この1、2年くらいの間に生じた消費者問題に関心があるかとの問に「ある」と答えた者の割合は82.0%。このうち、88.8%の者が「食中毒事故や食品添加物の問題など食品の安全性について」を、70.9%の者が「偽装表示など事業者による商品やサービスに関する偽りの情報について」を消費者問題に対して関心のある分野として挙げている(複数回答)。

違反行為に対する取締りだけでなく、早期の被害拡大防止を図ることも大切であるが、事業を監督する行政庁では比較的早期に把握している事案であっても、通常の警察活動では早期に把握することができないという場合もある。

昨今の景気情勢だけでなく、一部悪質事業者が根強く存在することを考えると、消費生活の安全を脅かす事犯は今後も続発することが懸念され、国民の安全・安心を確保するためには、政府が総力を挙げてこれら事犯に対して適切に対処することが求められている。

2 経緯

こうした現状を踏まえ、平成 20 年 12 月 22 日、犯罪対策閣僚会議において策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」（以下「新行動計画」という。）に「消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化」が新たに盛り込まれた。その具体的項目として、①食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視の強化、②事業者に対する指導監督等の強化、③悪質商法による消費者被害の防止、④ヤミ金融事犯対策の推進、⑤模倣品・海賊版対策の推進が明記されている。

同日、新行動計画の具体的推進方策を検討するため、内閣官房内閣審議官を議長とし、関係省庁の課長級を構成員とする「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）が設置された。ワーキングチームでは、学識者や関係省庁からのヒアリング等を行うなど、精力的な検討を行った。

3 ワーキングチームにおける検討

ワーキングチームにおける検討の結果、国民の安全・安心を確保するため、次のような方向で消費生活を脅かす事犯に対処することとした。

なお、本ワーキングチームにおける検討結果については、必要に応じて検証・見直しを行うこととする。

(1) 取組の方向性

消費生活を脅かす事犯は、国民の日常生活に密着した中で、専門知識を有しない消費者を対象として、悪質巧妙な手口を様々に変化させながら敢行されるものであることから、被害を認知するまでに日数を要し、短期間のうちに被害が拡大することが少なくない。社会情勢に応じて変化するこの種事犯に対処し、国民の消費生活における安全・安心を確保するためには、事案の早期把握、被害拡大防止に向けた迅速かつ機敏な対応について、

行政庁が消費者団体等の関係団体と緊密な連携を図りつつ、政府一丸となって取り組むことが極めて重要である。

今後設置される消費者庁は、消費者の視点で政策全般を監視し、消費者を主役とする政府の舵取り役として、消費生活侵害事犯を含む消費者事故等に係る情報を一元的に集約し、自ら所管する法律による迅速な対処、所管府省庁への対応の要求、消費者への注意喚起等消費者行政を一元的に推進するものであるが、他の既存の行政庁や警察においても、消費者庁との連携を密に図るとともに犯罪として取り扱うべきものについては厳正に対処するなど消費者保護の観点からの取組を一層強化することが求められている。

特に悪質なものを警察が検挙すべきことはもちろんであるが、様々な事業者の監督に当たっている行政庁において、適切に調査し、必要な行政処分を行い、また、警察と適切な連携を図ることにより、これらの犯罪を未然に防止し、あるいはその拡大を防ぐ責任があるといえる。消費者行政の一元化を図るために設置される消費者庁との緊密な連携の下、行政庁や警察といった関係機関間において早期の情報共有を図り、事案の早期把握及び被害拡大防止に向けた迅速かつ機敏な対応を行うこととなる。そして、行政庁においては、関係機関間において共有された情報に基づき事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性等を総合的に勘案して、行政手続により適正に対応するとともに、告発手続についても、適正かつ迅速に行うこととする。また、警察においては、告発を受け、又は必要に応じて告発を待たずに、迅速に捜査を遂行し、事件検挙を図ることとする（別添資料参照）。

そこで、行政庁と警察それぞれが効果的に役割を全うできる体制づくりが急務となっており、

- 行政庁において事態を早期に把握し、対処する能力の向上
- 行政庁と警察との連携を迅速かつ確実に図るための現場レベルでの連携体制の確立
- 情報を得た警察において早期検挙することができる取締体制の整備を図る必要がある。

(2) 取り組むべき重点

ア 行政庁において事態を早期に把握し、対処する能力の向上

消費者庁設置後は、消費者事故等の発生に関する情報が消費者庁に集約されることになるが、消費生活を脅かす事犯の早期把握及び被害拡大防止に向けた迅速かつ機敏な対応について、第一線にある行政庁において、事態を早期に把握し、対処する能力の向上を図る。

任意であっても緊張感をもった調査は可能であることから、立入調査で得た資料や事業者の供述の矛盾点を追及するなどして、違反事実の認定に資する裏付けを確実に取得することや、行政処分後に事業者による事業の改善状況を確認し、その状況に応じた措置を追加的に講ずるなど行政処分の実効性を高めることに配意した強力な行政調査や行政処分の執行事例や手順を共有するなど、悪質事業者にも対抗できる行政調査・行政処分のノウハウの蓄積や浸透を図り、行政庁における法執行の強化を図る。

このような実際の法執行に当たる行政庁の人的基盤の充実、例えば、事業者に対する行政調査や行政処分を担う国の地方機関や都道府県の担当部局に行政調査を専従で行う調査チームを設置するなど、行政庁の組織や体制の整備も重要である²。

事業者自身や事業者団体も健全な社会を構成する一員としての責任を有しており、事業者の法令違反による信用失墜が事業の存続に大きな影響を与えることになりかねない。そこで、事業者自身や事業者団体による法令遵守に向けた取組を促進することにより、消費生活の安全を確保する方法についても工夫する。

中長期的課題として、対象事業の許可や登録の有無が不明である事案に対する適切な行政措置や、悪質事業者を念頭に置いた実効ある行政措置を可能とする規定を整備するなど、行政上の義務履行を実効的に確保し、行政庁による柔軟かつ機動的な対応を可能とし得る方策について多面的・複眼的に検討する。

イ 行政庁と警察との連携を迅速かつ確実に図るための現場レベルでの連携体制の確立

消費者庁設置後は、他の行政庁や警察においても、消費者庁との連携を緊密にすることになるのは当然であるが、従来からの行政庁と警察との連携を一層強化することも重要である。

各機関に寄せられる相談や苦情は、消費生活を侵害する事犯についての断片的情報に過ぎないことが多く、また、多くの被害者の関心事は被害回復であって必ずしも犯人に対する処罰意思につながらないことから警察に対する被害申告がなされにくい。事案全体を早期に把握するため、関係機関間における情報交換を随時行い、それぞれの機関が有する情報

² 東京都では、悪質事業者を取り締まるため、指導・処分を迅速に行う「特別機動調査班」を設置している。特別機動調査班には、警察官OBを含む専任の職員を配置し、捜査経験を生かした強力な法執行に当たっている。

の集約・突合を図る。

関係機関間の情報交換を効率的に行うため、行政庁の相談・苦情受理窓口情報が寄せられた場合、当該情報を受理した行政庁において、事実関係、情報の信頼性等に関する基礎調査を行っておくことが求められる。

特に悪質な事案については、情報を把握した早期の段階から警察と連絡を取り、十分な事前準備と秘密保持の下、告発することを念頭に置き対応を検討する。

こうした行政庁と警察との緊密な連携を図るため、都道府県等といった地域レベルで関係機関の責任者や実務担当者を構成員とする協議会を設置し、定期的な情報交換を行うとともに、突発事案が発生した場合は臨時の会合を開催し、情報の共有と対応方針の検討を行うなど、現場レベルで実質的に機能する協力の枠組みを構築する。

ウ 情報を得た警察において早期検挙することができる取締体制の整備

行政庁から悪質性の高い事案として警察に情報が寄せられた場合、迅速な被害拡大防止を図るためにも、警察において早期検挙することができる取締体制を整備する。

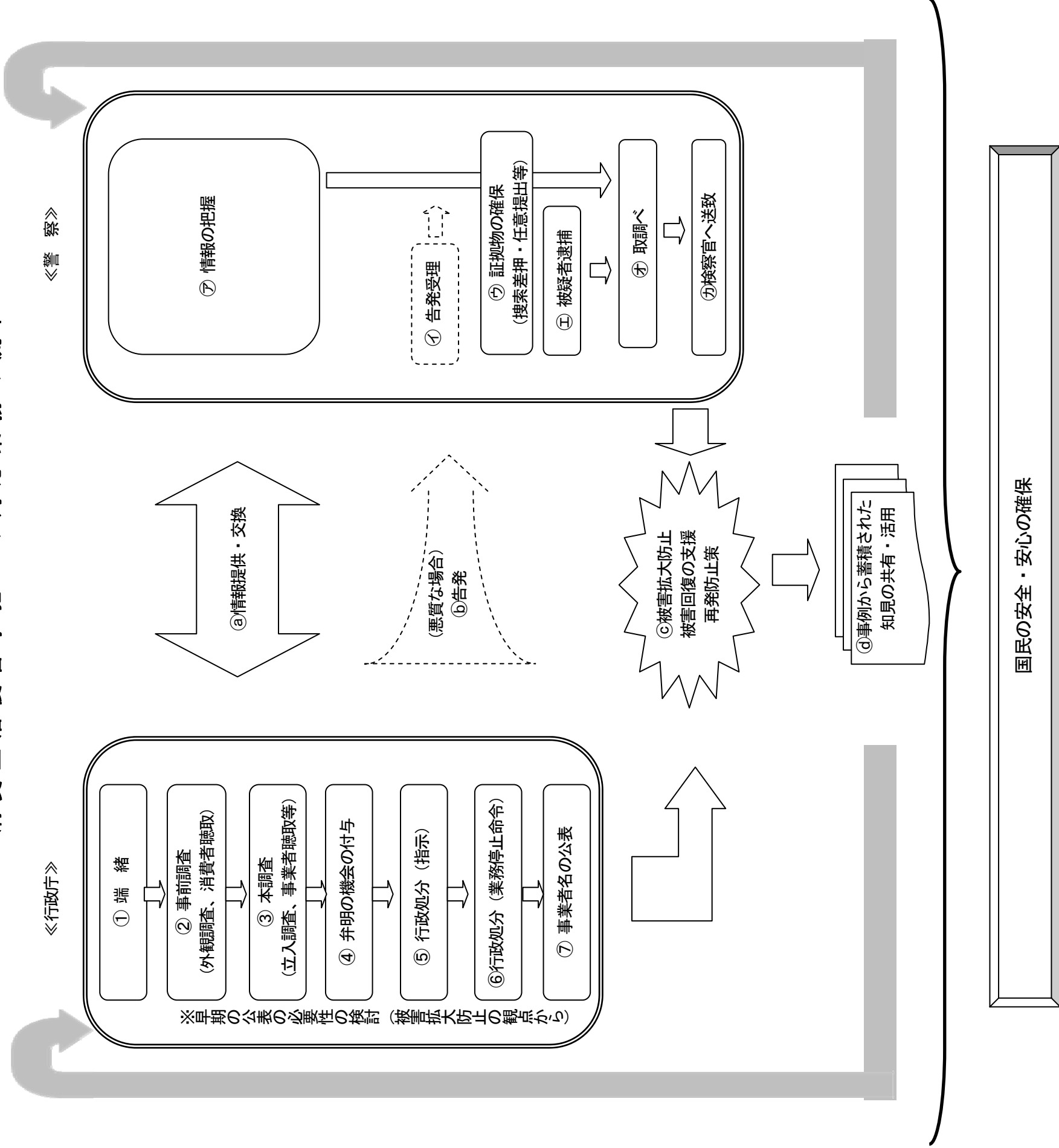
食の安全・安心に係る事犯等その取締りについてのノウハウが十分に蓄積されていない新たな事犯についても迅速・的確な対応が図られるよう、検挙事例の分析や捜査手法の研究を行うなど対処能力の向上を図る。

また、組織的に敢行され、悪質巧妙な手口が多岐にわたる悪質商法、ヤミ金融等について、集中取締本部による悪質な事犯に重点を置いた取締りの強化やこの種事犯の捜査特有の専門知識や技能の向上を図るなど取締能力を強化する。

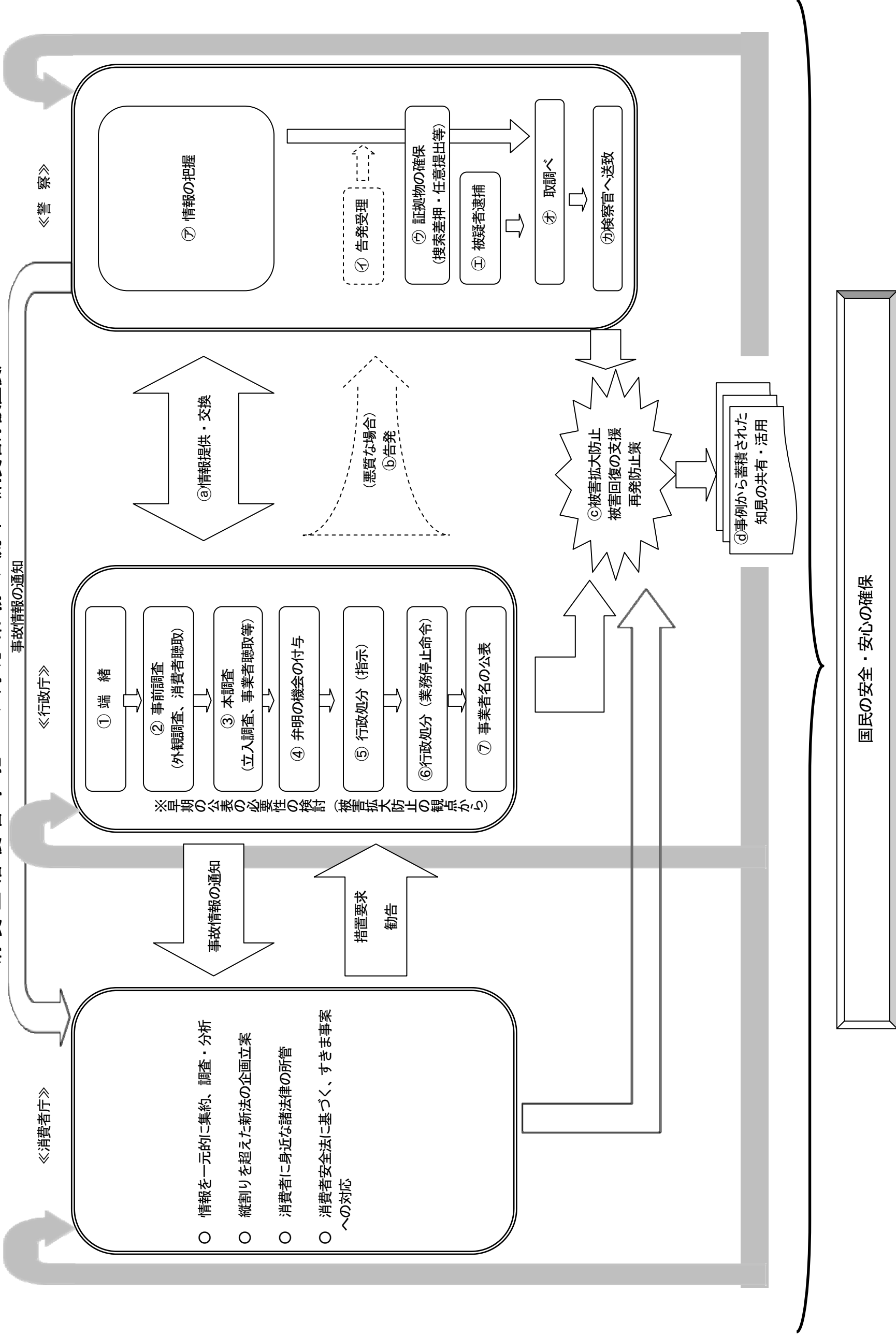
警察官の大量退職・大量採用時代を迎え、熟練した捜査技術を持つベテラン捜査員が次々に退職するなどしていることから、捜査力の低下を招かないよう、若手捜査員の早期育成を図る。

また、地域住民等から各種情報や相談が寄せられ、消費生活を脅かす事犯の端緒情報を得る機会が多く、被害拡大防止に向けた対応の第一線にあって重要な役割を担うなど、国民の身近な安全を担う警察署の捜査力等の強化を図る。

消費生活侵害事犯への対応業務の流れ



消費生活侵害事犯への対応業務の流れ（消費者庁設置後）



《行政庁》

① 端緒

- * 苦情・相談受理窓口に寄せられた情報や関係機関・団体等から提供された情報を端緒に、調査を開始する。
- * 悪質性の高いものや犯罪に関係するものについては、早期の警察への情報提供を検討する。
- * 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、被害拡大防止の観点から、早期の公表の必要性について検討する。また、市町村、都道府県、国の所管行政庁等関係行政機関間の早期の情報共有を図る。

② 事前調査（外観調査、消費者聴取）

- * 端緒情報に基づき、事業所の外観調査、消費者からの聞き取り等により、事実関係、違法状態の有無等について確認する。
- * 悪質性の高いものや犯罪に関係するものについては、早期の警察への情報提供を検討する。
- * 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、被害拡大防止の観点から、早期の公表の必要性について検討する。また、市町村、都道府県、国の所管行政庁等関係行政機関間の早期の情報共有を図る。

③ 本調査（立入調査、事業者聴取等）

- * ①②により得た情報に基づき、立入調査、事業者からの聞き取り等により、更に詳細な事実関係等について調査する。
- * 立入調査、事業者からの聞き取り等に当たっては、違反事実の有無、状況等の確実な把握に努め、事後の行政処分の基礎となる事実認定に必要な資料・情報の収集を行う。
- * 事案に応じて、事業者が違反事実に関する資料等を隠匿・処分するなどして正確な事実関係の調査に支障が生じることのないよう、対象事業者に事前通知することなく立入調査を実施する。
- * 違反行為を把握した場合には、相手方の任意の協力を前提とする行政指導を漫然と繰り返すことなく、被害拡大防止の観点から、速やかに行政処分に向けた手続を開始するなど、厳正に対処する。
- * 必要に応じ、立入調査の拒否等があった場合の事件化を念頭に置き、適切な対応をとる。

- 立入調査を行う際、相手方に対し、立入調査の拒否等に対しては刑罰が科され得ることを明示する。
- 立入調査の実施状況を写真撮影するなど客観的な記録化に努める。
- * 悪質性の高いものや犯罪に関係するものについては、早期の警察への情報提供を検討する。
- * 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、被害拡大防止の観点から、早期の公表の必要性について検討する。また、市町村、都道府県、国の所管行政庁等関係行政機関間の早期の情報共有を図る。

④ 弁明の機会の付与

- * ③の結果、何らかの不利益処分を行おうとする場合は、聴聞又は弁明の機会の付与の手続をとる。(行政手続法第13条)

⑤ 行政処分（指示）

- * ③④に基づき、違法状態の是正に向けた行政処分（指示）を行う。
- * 行政処分（指示）は、処分（指示）を受ける者、処分（指示）権者、処分（指示）の日付、処分（指示）内容、処分（指示）事項の履行期限、処分（指示）に従わない場合の措置等を明記した書類を処分（指示）の名あて人に直接手交して行うなど、法律に基づく権限行使であることを明確にし、処分（指示）を受ける者による処分（指示）事項の履行を確保する。
- * 必要に応じ、行政処分（指示）違反等があった場合の事件化を念頭に置き、適切な対応をとる。
- * 悪質性の高いものや犯罪に関係するものについては、早期の警察への情報提供を検討する。
- * 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、被害拡大防止の観点から、早期の公表の必要性について検討する。また、市町村、都道府県、国の所管行政庁等関係行政機関間の早期の情報共有を図る。

⑥ 行政処分（業務停止命令）

- * ⑤の行政処分（指示）によっても改善がみられない場合等は、業務停止命令等の行政処分を行う。
- * 行政処分（業務停止命令）は、処分（業務停止命令）を受ける者、処分（業務停止命令）権者、処分（業務停止命令）の日付、処分（業務停止命令）内容、処分（業務停止命令）事項の履行期限、処分（業務停止命令）に従わない場合の措置等を明

記した書類を処分（業務停止命令）の名あて人に直接手交して行うなど、法律に基づく権限行使であることを明確にし、処分（業務停止命令）を受ける者による処分（業務停止命令）事項の履行を確保する。

- * 必要に応じ、行政処分（業務停止命令）違反等があった場合の事件化を念頭に置き、適切な対応をとる。
- * 悪質性の高いものや犯罪に関係するものについては、早期の警察への情報提供を検討する。
- * 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、被害拡大防止の観点から、早期の公表の必要性について検討する。また、市町村、都道府県、国の所管行政庁等関係行政機関間の早期の情報共有を図る。

⑦ 事業者名の公表

- * 必要に応じ、⑥の行政処分（業務停止命令）を行った場合は、事業者名等を公表する。
- * 悪質性の高いものや犯罪に関係するものについては、早期の警察への情報提供を検討する。
- * 事業者名を公表する場合は、事後の捜査に支障を及ぼすことのないよう、公表のタイミングについて警察と十分協議する。

《警察》

㊦ 情報の把握

- * 警察の相談窓口に寄せられる情報や関係機関からの情報等に基づき基礎調査を開始する。
- * 犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する。
- * 端緒情報に基づき、買受捜査、鑑定、関係者からの事情聴取等を通じて事実関係の調査を行い、事件性の有無、緊急性の程度、捜査方針について検討する。
- * 捜査の着手については、犯罪の軽重及び情状、犯人の性格、事件の波及性及び模倣性、捜査の緩急等諸般の事情を判断し、捜査の時期又は方法を誤らないように注意する。
- * 捜査を行うに当たっては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者その他事件の関係者の名誉を害することのないように注意する。
- * 事件性の乏しいものなどについては、早い段階で行政庁に情報を提供し、対応を求める。
- * 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、関係行政機関間の情報共有を図る。
- * 関係機関への照会、関係者からの事情聴取、関係者の供述を裏付ける資料の収集・分析等を行うなど、犯罪の立証に必要な情報・証拠資料を収集する。

㊧ 告発受理

- * 告発を受理する前後を通じて行政庁と緊密な連携を図る。
- * 行政庁からの告発の受理に当たっては、犯罪事実が特定されているか、必要事項が告発状に記載されているか、必要な疎明資料等がそろっているかなどについて確認し、必要に応じ、告発状の記載内容の修正、疎明資料の追加等を求める。行政庁からの告発状と疎明資料等により告発を受理し、申告された犯罪事実について捜査を行う。
- * 告発された犯罪事実以外に適用される犯罪について検討する。

㊨ 証拠物の確保（搜索差押・任意提出等）

- * 搜索、差押え、検証又は身体検査の令状を請求するに当たっては、捜査に必要かつ十分な範囲を定め、搜索すべき場所、身体若しくは物、差し押さえるべき物、検証すべき場所、身体若しくは物又は検査すべき身体の部位等を明確にして行う。
- * 搜索、差押え、検証又は身体検査の令状を請求するに当たっては、被疑者供述調書、参考人供述調書、捜査報告書その他犯罪の捜査のため当該処分を行う必要があること

を疎明する資料を添えて行う。証拠の散逸等を避けるため、秘密の保持に留意するとともに、搜索・差押えを行うため必要な態勢を整え、適時、搜索・差押えを実施する。

- * 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、関係行政機関間の情報共有を図る。

⑤ 被疑者の逮捕

- * 逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を十分に検討して、慎重かつ適正に運用する。
- * 逮捕を行うに当たっては、あらかじめ、その時期、方法等を考慮する。
- * 事件広報については、捜査上支障のない範囲で、適時かつ正確に行う。
- * 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、関係行政機関間の情報共有を図る。

⑥ 取調べ

- * 被疑者等を取り調べ、事実関係、犯行の動機・背景等を明らかにする。
- * 取調べに当たっては、予断を排し、被疑者その他関係者の供述、弁解等の内容だけにとらわれることなく、あくまで真実の発見を目標として行う。
- * 取調べにより被疑者の供述があったときは、その供述が被疑者に不利な供述であると有利な供述であるとを問わず、直ちにその供述の真実性を明らかにするための捜査を行い、物的証拠、状況証拠その他必要な証拠資料を収集するようにする。
- * 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、関係行政機関間の情報共有を図る。

⑦ 検察官へ送致

- * 犯罪の捜査をしたときは、刑事訴訟法に特別の定めのある場合等を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致する。

《行政庁と警察との連携》

④ 情報提供・交換

- * 行政庁と警察との間での情報提供・交換は、行政庁における対応①～⑦、警察における対応⑦～⑩のいずれの段階においても必要に応じて行う。特に、行政庁において情報を得た早期の段階で捜査の対象とすべきと考えられるものについては、迅速に警察に情報提供するよう配慮する。また、警察において、事件性の乏しい事案に関する情報を把握した場合は、早い段階で行政庁に情報を提供するよう配慮する。
- * 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案については、行政庁と警察との間で緊密な情報交換が図られるよう配慮する。
- * 対応の各段階において行政庁と警察との間での情報提供・交換を行うことのメリットは、
 - 一機関に寄せられた断片情報であっても、関係機関間で共有し、突合することにより、早期の事案の全容把握に資することとなること
 - 一機関では対応が困難な場合であっても、共通の事実認識に基づき、関係機関が役割分担することにより、最も適切な対応方針を選択することが可能になること
 - 早期の段階から情報を共有することにより、行政庁や警察における迅速な対応が可能になることが挙げられる。
- * 行政庁と警察との間での情報提供・交換を行う際には、例えば、被疑者側に捜査状況を察知され、証拠の隠滅や逃走を図られるなど事後の対応に支障を及ぼすことのないよう留意する必要がある。

⑤ 告発

- * 告発とは、告訴権者以外の第三者から捜査機関に対してなされる犯罪事実の申告及びこれに基づく犯人の処罰を求める意思表示をいう。行政庁においては、事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性等を総合的に勘案して、行政手続により適正に対応するとともに、告発手続についても、適正かつ迅速に行う。
- * 適切に告発を行うため、申告の対象となる犯罪事実について、六何の原則（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうやって）に従って明確化した違反事実や犯人の処罰を求める旨を記載した告発状を提出する。この際、告発に至る経緯や犯罪事実を疎明する資料の写しを添付する。
- * 告発がなされた場合には警察において捜査が開始されることとなる。
- * 行政庁から警察に告発した旨を広報等することにより、事後の捜査に支障を及ぼすことのないよう、そのタイミングについて警察と十分協議する。

③ 被害拡大防止・被害回復の支援・再発防止策

- * 全国的な被害の拡大が予想される新たな手口を把握した場合等には、行政庁と警察との間において、国民の注意を喚起し、被害の拡大を防止するための広報の必要性について検討する。
- * 行政庁による行政措置や警察による検挙が直ちに行えない場合であっても、被害拡大防止の観点から、違反者に対する警告を行うなど当該違反行為を中止させるための措置について検討する。
- * 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律や犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づく措置を教示するなど、被害者による被害回復をできるだけ積極的に支援する。
- * 国・地域レベルで設置されている連絡会議等の場を有効に活用し、事犯発生の背景・原因等の分析を加え、再発防止に向けた方策の検討等を行う。
- * 消費者事故等の発生に関する情報を一元的に集約することとなる消費者庁との緊密な連携を図る。

④ 事例から得られた知見の共有・活用

- * 行政庁や警察において個々の事例に対応する中で顕在化した制度運用上の問題点や行政庁と警察との連携上の問題点について情報交換するとともに、改善策を検討し、必要な措置を講じる。
- * 行政庁や警察において個々の事例に対応する中で得られたノウハウや対応上の留意事項を知見として蓄積し、以降の対応において活用する。
- * 行政庁や警察において蓄積された知見についての情報交換を行い、その共有を図る。その共有の場として、国・地域レベルで設置されている連絡会議等を有効に活用する。

告 発 状 (例)

告発人

東京都千代田区霞が関・・・

経済産業省〇〇〇課長

〇〇 〇〇

被告発人

東京都〇〇区・・・・・・・・・・

株式会社 △△社

(代表取締役 甲野 一郎(仮名))

東京都〇〇区・・・・・・・・・・

株式会社△△社社員

乙野 二郎(仮名)

東京都〇〇区・・・・・・・・・・

株式会社△△社社員

丙野 三郎(仮名)

上記被告発人の所為は、特定商取引に関する法律に違反しているため、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定に基づき、告発し厳罰を求めます。

記

1 告発の趣旨

被告発人の下記所為は、特定商取引に関する法律第 6 条第 1 項に違反し、同法第 70 条第 1 項及び第 74 条第 2 号に該当することから、厳罰を求めるため告発する。

2 告発事実

被告発人△△社(代表取締役甲野一郎)は、東京都〇〇区・・・に登記簿上の本店を置き、浄水器の販売事業を行っているものであり、被告発人乙野二郎及び丙野三郎は、△△社社員として消費者方を訪問し、浄水器の売買契約の締結について勧誘し、当該契約を締結する業務を行っているものであるが、

第 1 平成 21 年 5 月〇日午前 9 時 00 分ころ、氏名不詳の男が A 方に電話し、「水道の浄化装置の点検に行きます。点検は無料ですので安心してください。」と申し向け、A の承諾を得た上で、同日午後 3 時 00 分ころ、前記乙野二郎及び丙野三郎が A 方を訪れ、応対に出た A に対して、「以前お宅を担当していた会社から点検を引き継がれました。無料で浄化装置

の点検を行います。」と告げ、乙野二郎らが水道管の浄化装置付近や家屋を見回った上で、丙野三郎が「水道管の中に亀裂があり、細かい錆びが水の中に流れ出てますよ。このままでは有害な水となり、健康が害されますよ。」と、当該浄水器の売買に係る契約を必要とする事情について、実際にそのような事実がないにもかかわらずあたかもあるがごとく不実の事実を告げ、同日午後3時40分ころ、浄水器販売名目で代金110万円の契約を締結し

第2 平成21年5月○日午前9時05分ころ、氏名不詳の男がB方に電話し、「水道の浄化装置の点検が無料です。夕方ころに伺います。」と申し向け、Bの承諾を得た上で、同日午後4時00分ころ、前記乙野二郎及び丙野三郎がB方を訪れ、応対に出たBに対して、「以前お宅を担当していた会社から点検を引き継がれました。無料で浄化装置の点検を行います。」と告げ、乙野二郎らが水道管の浄化装置付近や家屋を見回った上で、丙野三郎が「水道管の中に亀裂があり、細かい錆びが出ています。一般の方はわかりにくいですが、既に水道から流れ出てます。有害な水は健康を害します。」と、当該浄水器の売買に係る契約を必要とする事情について、実際にそのような事実がないにもかかわらずあたかもあるがごとく不実の事実を告げ、同日午後4時40分ころ、浄水器販売名目で代金120万円の契約を締結し

第3 平成21年5月○日午前9時10分ころ、氏名不詳の男がC方に電話し、「水道の浄化装置の点検が無料です。近所を回ります。夕方ころに伺います。」と申し向け、Cの承諾を得た上で、同日午後4時55分ころ、前記乙野二郎及び丙野三郎がC方を訪れ、応対に出たCに対して、「以前お宅を担当していた会社から点検を引き継がれました。無料で浄化装置の点検を行います。」と告げ、乙野二郎らが水道管の浄化装置付近や家屋を見回った上で、丙野三郎が「水道管の中に亀裂があり、細かい錆びが出ていますよ。有害な水は体によくありません。」と、当該浄水器の売買に係る契約を必要とする事情について、実際にそのような事実がないにもかかわらずあたかもあるがごとく不実の事実を告げ、同日午後5時30分ころ、浄水器販売名目で代金130万円の契約を締結し

たものである。

3 適用法条

特定商取引に関する法律違反 同法第6条第1項第6号、同法第70条第1項、同法第74条第2号

4 告発に至った経緯等

(1) 端緒

(本件の端緒となる情報の内容、それを入手した際の状況等について具体的に記載する。)

(2) △△社の役務

△△社の役務は、特定商取引に関する法律施行令(昭和 51 年政令第 295 号)第 3 条第 3 項に規定する別表第 3 の第 14 号に掲げる役務に該当し、本件役務の提供は特定商取引法第 2 条第 1 項に規定する訪問販売に該当する。

(3) 消費者からの聴取

(経済産業局等において実施した、消費者らからの事情聴取時の状況、聴取内容等について具体的に記載する。)

(4) 立入検査

(経済産業局等において実施した立入検査時の状況(現場の状況、事業者の対応状況等)について具体的に記載する。)

(5) 代表取締役らの事情聴取状況

(経済産業局等において実施した代表取締役らからの事情聴取時の状況、聴取内容等について具体的に記載する。)

(6) 業務停止命令書等の手交

平成 21 年 4 月 25 日午後 2 時 25 分、〇〇経済産業局〇〇係長が△△社を訪れ同事務所にいた乙野二郎に対して、特定商取引に関する法律における「業務停止命令書(業務停止〇か月)」及び「指示書」を差し出したところ、乙野二郎は

「こんなもの、いらねえよ。」

と一旦受領を拒否したが、再三にわたり説明したところ、

「受け取ればいいんだろ。」

と渋々受領に応じたことから、同日午後 2 時 54 分、乙野二郎の作成した受領を受けた。

5 △△社の行為の悪質性

(違反行為を反復しているなど悪質性を具体的に記載する。)

6 添付資料

(記載事実を裏付ける資料を添付する。)

平成 21 年 6 月○日

上記告発人

経済産業省○○課長

○○ ○○ 印

警視庁○○警察署長

警視 ○○ ○○ 殿

告 発 状 (例)

告発人

農林水産省〇〇農政局長・・・
〇〇 〇〇

被告発人

〇〇県〇〇市・・・・・・・・・・
株式会社 △△食品
(代表取締役 甲野 一郎)

上記被告発人の所為は、農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に違反しているため、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定に基づき、告発し厳罰を求めます。

記

1 告発の趣旨

被告発人の下記所為は、農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 23 条の 2 に該当することから、厳罰を求めるため告発する。

2 告発事実

被告発会社△△食品は、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号に登記簿上の本店を置き、食肉の加工、販売を営むものであり、被告発人甲野一郎は〇〇食品の代表取締役として、その業務全般を掌理統括するものであるが、同社の業務に関し、平成〇年〇月ころから平成〇年〇月ころまでの間、上記場所において外国産牛肉〇キログラムをビニール袋〇パックに梱包した上、かつ、「原産地〇〇（国内の地名）産」と表示したラベルを貼付し、上記牛肉が〇〇産の牛肉である旨表記して、飲食料品である商品の原産地について虚偽の表示をし、同年〇月〇日ころから同年〇月〇日ころまでの間、前後〇回にわたり、〇〇商店ほか〇〇社に対し、上記虚偽表示をした牛肉のうち合計〇〇パック（合計〇〇キログラム）を代金合計〇〇万円で販売したものである。

3 適用法条

農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律違反

同条 第 23 条の 2

同条 第 19 条の 13 第 2 項

4 告発に至った経緯等

- (1) 端緒
(本件の端緒となる情報の内容、それを入手した際の状況等について具体的に記載する。)
- (2) 端緒となる情報提供者からの事情聴取
(農政事務所等において実施した、端緒情報提供者からの事情聴取時の状況、聴取内容等について具体的に記載する。)
- (3) 任意調査の実施
(農政事務所等において実施した任意調査時の状況(現場の状況、事業者の対応状況等)について具体的に記載する。)
- (4) 立入調査の実施
(農政事務所等において実施した立入調査時の状況(現場の状況、事業者の対応状況等)について具体的に記載する。)
- (5) 被告発人(甲野一郎)らからの聴取
(農政事務所等において実施した被告発人らからの事情聴取時の状況、聴取内容等について具体的に記載する。)
- (6) 虚偽表示商品の特定について
(特定した偽装表示商品の商品名、製造者、販売者、取引数量等について具体的に記載する。)
- (7) 違反数量の特定について
(違反数量を特定した状況について具体的に記載する。)
- (8) 行政指導内容
平成○年○月○日に被告発人に対して行政指導を行った。
指導の内容は以下のとおり。
ア △△食品が加工、販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品を発見した場合には、速やかに適正な表示に是正した上で販売すること。
イ △△食品が販売した食品に基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、△△食品における食品表示に関する認識が著しく欠如していたこと及び品質表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
ウ イの結果を踏まえ、△△食品における品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示のチェック体制の

強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。

エ △△食品の全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。

(9) 指導経過

〇〇農政事務所は平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日の延べ5回にわたり任意調査及び立入検査を行った結果、事情聴取及び関係書類から上記の違反事実を確認し、行政指導を実施したが、平成〇年〇月〇日現在、虚偽表示販売が改善されていない状況にある。

5 情状等に関する意見

(違反行為を反復しているなど悪質性を具体的に記載する。)

6 添付資料等

(記載事実を裏付ける資料を添付する。)

平成〇年〇月〇日

上記告発人

農林水産省〇〇農政局長

〇 〇 〇 〇

〇〇県〇〇〇警察署長

警視 〇〇 〇〇 殿

犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008

－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－

平成20年12月

犯罪対策閣僚会議

目 次

序 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」策定に当たって

1 治安の現状と国民の不安感	1
2 真の治安再生のための基本理念	1
3 犯罪情勢に即した重点課題	2

第1 身近な犯罪に強い社会の構築

1 防犯ボランティア活動等の促進

① 防犯ボランティア団体に対する支援等の充実	8
② 地方公共団体による自主防犯活動に対する支援の充実	8
③ 的確な犯罪情報・地域安全情報の提供	8
④ 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進	8

2 犯罪に強いまちづくりの推進

① 官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進	9
② 個人の住まいへの防犯カメラ等の普及促進	9
③ 道路周辺の映像を表示するサービスに係る防犯対策等の検討	9
④ 学校における防犯活動の推進	9
⑤ 安全・安心な子どもの居場所づくり	9
⑥ 「子ども110番の家」に対する支援	10
⑦ 地域警察活動の強化	10
⑧ 悪質交通違反の取締り等の強化	10
⑨ 重要無線通信妨害対策の推進	10

3 振り込め詐欺対策の強化

① 総合的な振り込め詐欺被害防止対策等の推進	10
② 振り込め詐欺の徹底検挙	11
③ 携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断	11
④ 振り込め詐欺に係る「道具屋」の徹底検挙	11
⑤ 本人確認の徹底	11

4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化

- ① 食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視の強化12
- ② 事業者に対する指導監督等の強化12
- ③ 悪質商法による消費者被害の防止12
- ④ ヤミ金融事犯対策の推進12
- ⑤ 模倣品・海賊版対策の推進13

5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進

- ① ストーカー・配偶者からの暴力対策の推進13
- ② 児童虐待防止対策の推進13
- ③ 児童ポルノ対策等の推進13
- ④ 少年を取り巻く有害環境の浄化14
- ⑤ 子どもや女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進14

6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進

- ① 自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化14
- ② 自動二輪車等及び自転車の盗難防止対策等の促進15
- ③ 車上ねらい・部品ねらい対策の推進15
- ④ 各種防犯システム等の普及促進15

7 犯罪被害者の保護

- ① 総合的な犯罪被害者支援体制の確立15
- ② 刑事手続等における被害者施策の推進16
- ③ 二次被害の防止16
- ④ 犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進16

第2 犯罪者を生まない社会の構築

1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進

- ① 少年の規範意識の向上17
- ② 少年を見守る地域社会の構築17
- ③ 社会適応上支援を必要とする少年の居場所づくりと就業・就学支援17

④ 少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置	17
⑤ 児童相談所等における少年非行への対応力の強化	17
⑥ 少年事件捜査と少年を取り巻く犯罪対策の推進	18
⑦ 青少年の体験活動の推進	18
⑧ 犯罪防止のための教育及び広報啓発の推進	18
⑨ 孤立した若者、高齢者等の社会参加の促進	18
⑩ 安定的な収入を確保できない者等に対する就労、雇用促進	19
⑪ 保護者に対する各種支援の実施	19

2 刑務所出所者等の再犯防止

① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化	19
② 刑務所出所者等の定住、確実な身元引受け等の推進	19
③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施	20
④ 刑務所出所者等の就労先の確保	20
⑤ 入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施	20
⑥ 自立更生のための各種施策の推進	20
⑦ 刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進するための枠組みの設置	21
⑧ 保護観察における処遇の充実強化	21
⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討	21
⑩ 効果的な出所者情報の共有	21

第3 国際化への対応

1 水際対策

① 海上警備・沿岸警備の強化	21
② 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進	22
③ 社会悪物品等の密輸入の防止等	22
④ 盗難自動車等の不正輸出の防止	22
⑤ 国外逃亡被疑者対策の推進	22
⑥ 関税犯則に関する罰則水準の引上げの検討	23
⑦ 廃棄物等の不適正な輸出入の防止	23

2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築

① 新たな在留管理制度の創設	23
----------------	----

② 円滑かつ厳格な出入国審査の実施	23
③ 入国・在留審査等に際しての日本語能力の考慮	24
④ 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化	24
⑤ 不法滞在者等の排除のための新たな在留管理制度の効果的な運用	24
⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備	24

3 多文化共生を可能とする社会基盤の整備

① 適法に在留する外国人の出入国・在留手続に係る利便性の向上	24
② 総合相談窓口の設置による外国人に対する生活支援の実施	25
③ 地域における多文化共生の推進	25
④ 外国人支援施策の検討のための枠組みの設置	25

4 国際組織犯罪対策

① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進	25
② 外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化	26
③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進	26
④ 人身取引対策の推進	26
⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備	26
⑥ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に向けた法整備	26
⑦ 諸外国との刑事共助条約等の早期締結	26
⑧ 国際的な枠組みへの継続的参加	27

第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策

1 暴力団対策等

① 組織犯罪情報の収集、分析の更なる強化と利便性の向上	27
② 暴力団からの資金剥奪 ^{はく} の強化	27
③ 暴力団及び周辺者の経済活動からの排除	27
④ 暴力団に対する厳正な処分の促進	28
⑤ 行政対象暴力対策の強化	28
⑥ 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化	28

2 マネー・ローンダリング対策

① マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進	29
② 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化	29
③ F I Uの充実・強化	29
④ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化	29
⑤ F A T F相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化	29

3 銃器対策の推進

① 厳格な銃砲刀剣類行政の推進	29
② 銃器犯罪に対する厳正な処分の促進	30
③ 銃器密輸の水際阻止	30
④ 関係団体に対する支援及び広報啓発活動の推進	30
⑤ 銃器の不正取引を防止するための規制の導入	30
⑥ 銃器対策に関する国際協力の推進	30

4 薬物対策の推進

① 薬物密輸の水際阻止	31
② 密輸・密売組織の壊滅に向けた取組及び多様化する乱用薬物への対応	31
③ 薬物乱用防止に向けた取組の推進	31
④ 薬物対策に関する国際協力の推進	31

5 組織的に敢行される各種事犯への対策

① カード犯罪、偽造通貨等対策の推進	32
② 環境犯罪対策の推進	32
③ 不正軽油関係事犯の取締りの推進	32
④ 密漁事犯の根絶	32
⑤ 違法風俗店等に対する取締りの推進	33

第5 安全なサイバー空間の構築

1 違法・有害情報対策

① インターネット上の違法・有害情報対策に係る関係者間の連携強化	33
② インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進	33
③ 情報モラル教育及び広報啓発活動の推進	33

④ 違法・有害情報への対応の検討	34
------------------	----

2 違法・有害情報を排除するための自主的な取組への支援

① インターネット・ホットラインセンターの体制強化等の推進	34
② 携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進	34
③ 違法・有害情報に関する紛争解決手続の在り方についての調査・検討	34
④ 違法・有害情報検出方法及びフィルタリングソフトの高度化及び普及促進	35

3 サイバー犯罪対策の推進

① 官民連携によるサイバー犯罪の防止と徹底検挙	35
② サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた法整備等の推進	35
③ 情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進	35
④ コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備	36
⑤ 情報通信ネットワーク等の安全性及び信頼性の確保	36

第6 テロの脅威等への対処

1 テロに強い社会の構築

① 国民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進	36
② 外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化（再掲）	36
③ 国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化	36

2 水際対策の強化

① 空港・港湾危機管理（担当）官を中心とした水際危機管理体制の強化	37
② 情報収集の強化及び出入国管理関係法令の適切かつ厳格な運用	37
③ 事前報告情報等の効果的活用・資機材の整備等	37
④ 海上警備・沿岸警備の強化（再掲）	37
⑤ 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進（再掲）	38

3 テロの手段を封じ込める対策の強化

① NBCテロ等に使用されるおそれのある各種物質の管理体制等の強化	38
② マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進（再掲）	38

③ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化（再掲）	38
④ F I Uの充実・強化（再掲）	39
⑤ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化（再掲）	39
⑥ F A T F相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化（再掲）	39

4 情報機能等の強化及び違法行為の取締りの徹底

① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化	39
② カウンターインテリジェンス機能の強化	39
③ 極左暴力集団、右翼、国際テロ組織等による違法行為の取締りの徹底	40

5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化

① テロ等の未然防止のための重要施設・要人等の警戒警備の強化	40
② 交通機関のテロ対策の推進	40
③ 緊急事態への対処能力の強化	40

6 サイバーテロ対策・サイバーインテリジェンス対策

① サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策の強化	40
② 重要インフラ事業者等との更なる連携の強化	41

7 大量破壊兵器の拡散等国境を越える脅威に対する対策の強化

① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等	41
② 海賊対策の強化	41

8 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応

① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進	41
② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化	42
③ 拉致問題の解決に向けた外交交渉の継続	42
④ 北朝鮮による人権侵害問題に関する啓発活動の推進	42

第7 治安再生のための基盤整備

1 人的・物的基盤の強化

① 地方警察官等の増員	42
② 治安関係職員の増員	43
③ 保護司活動の基盤整備	43
④ 現場執行力の強化に向けた教育の推進	43
⑤ 関係機関間における人事交流の促進	43
⑥ 留置施設の整備と留置業務の効率化の推進	43
⑦ 治安関係施設等の整備	43
⑧ 現場執行力の強化に向けた装備資機材等の整備	44
⑨ 警察の現場執行力の強化に向けた技術の活用	44
⑩ 警察の情報基盤の強化	44
⑪ 治安関係機関の通信システムの高度化	44
⑫ 各種調査研究等の実施	45

2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充

① 犯罪の痕跡の確実な記録と迅速かつ的確な犯罪捜査への協力確保	45
② 国民からの情報提供の促進	45
③ 自動車ナンバー自動読取システムの一層の整備活用	45
④ 客観的な証拠の収集方法の整備強化	46
⑤ 犯罪捜査活動の密行性の強化	46
⑥ 死因究明体制の強化	46
⑦ 科学捜査力の充実・強化	46
⑧ 社会・経済情勢の変化に応じた有効な捜査手法等の導入・活用の検討	46
⑨ 犯罪の発生原因等の総合的分析の推進	47

3 裁判への的確な対応

① 裁判員裁判への的確な対応	47
② 迅速で充実した公判審理の実現	47

序 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」策定に当たって

1 治安の現状と国民の不安感

平成15年12月、犯罪対策閣僚会議は、国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の危機的状況を脱することを目標として、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（以下「旧計画」という。）を策定した。旧計画では、策定時の犯罪情勢の特徴的傾向に即した5つの重点課題を設定し、国民、事業者、地方公共団体等の協力を得つつ、施策の着実な実現を図ることとした。以来5年間で、警察官等治安の維持に当たる公務員が大幅に増員されたほか、地域における防犯意識の向上に伴い、平成15年に約18万人であった防犯ボランティア団体構成員数は、19年には約234万人にまで増加し、国民と政府とが一体となって取組を行ってきた結果、我が国の治安は大きく改善しつつある。

平成14年に戦後最悪の約285万件を記録した刑法犯認知件数は、19年には約191万件にまで減少し、10年ぶりに200万件を下回った。旧計画策定時に大きな社会問題となっていた少年犯罪については、刑法犯少年の検挙人員が15年の約14万4千人から19年には約10万3千人まで減少し、また、15年に約22万人であった不法残留者の数は、19年には約15万人まで減少した。

こうした明らかな改善の一方で、我が国の治安を脅かす新たな要因も生まれてきている。少子高齢化が進む中、近年、弱い立場にある高齢者をねらった振り込め詐欺の被害が多発しており、警察・関係機関による様々な対策にもかかわらず、平成16年以降、毎年250億円以上の被害が発生している。また、無差別殺傷事件や子どもが被害者となる犯罪が相次いで発生するなど、凶悪な事件の発生も後を絶たない。

最近行われた内閣府の調査によれば、国民の半数以上が、我が国を「治安がよく、安全で安心して暮らせる国だと思わない」と答えている。

これまでの国民と政府とが一体となった取組の結果、治安状況は着実に改善しつつあるものの、客観的な治安状況は、刑法犯認知件数が140万件前後で推移していた戦後の安定期には依然として及ばず、また、社会の変化に伴う新たな不安要因も発生する中で、国民の体感治安は依然として改善していない。このような治安情勢に加え、近年、世界的な金融危機等で社会的な不安感が増大する中、真の意味で「世界一安全な国、日本」を復活させていくためには、継続的で、かつ、より根本的な犯罪対策を講じていくことが必要である。

2 真の治安再生のための基本理念

こうした状況を踏まえ、内閣は、本年6月、犯罪対策閣僚会議を開催し、犯罪対策の新たな行動計画を策定することとした。

旧計画は、治安回復のための3つの視点、すなわち、「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」及び「水際対策を始めとした各種犯罪対策」を前提としている。犯罪を抑止し、良好な治安を実現するためには、警察のパトロールや犯罪の取締りだけでなく、国民一人一人が地域において自発的な取組を推進することが必要であること、希薄化した地域の連帯や家族の絆を再生するとともに、道路、公園等のまちの構造や外国人受入れの在り方といった制度に至るまで、あらゆる観点から社会環境の整備に取り組む必要があること、また、各行政機関において、外国機関との連携も含め相互に密接な連携を保ちながら、犯罪の予防、取締り等各種犯罪対策を効果的に推進していくことが重要であることは、過去5年間の取組の中で繰り返し認識され、効果的な犯罪対策を講ずる上での指針となり続けてきた。いまだ道半ばである治安再生への取組を更に推し進めていく上で、上記3つの視点の重要性は今後も変わるものでなく、社会情勢の変化に応じて有効な犯罪対策を講じていくために維持すべきものである。

それと同時に、今後の犯罪対策をより有効で根本的なものとするためには、犯罪が発生する原因及び社会的背景に対する的確な分析と対処をこれらの視点の基礎とすることが重要である。19世紀のドイツの刑法学者であるフランク・フォン・リストは、「社会政策こそが最善の刑事政策である」と述べたが、治安関係機関による取締りだけでなく、犯罪が発生する原因及び社会的背景を踏まえて、犯罪を起こさせないためのより広範な政策を総合的かつ持続的に講じていくことが、中長期的な治安の改善に資するものである。

3 犯罪情勢に即した重点課題

以上の基本理念に基づき、犯罪対策閣僚会議では、今後5年間を目途に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する不安感を解消し、真の治安再生を実現することを目標として、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定した。この行動計画では、これまで「テロの未然防止のための行動計画」に規定されていたテロ対策に係る事項等を含め、現下の犯罪情勢の特徴的傾向に即した7つの重点課題を設定し、旧計画と同様に、国民、事業者、地方公共団体等の協力を得つつ、下記の施策の着実な実現を図るとともに、必要に応じて検証・見直しを行うこととする。

第一は、「身近な犯罪に強い社会の構築」である。

犯罪の発生を更に抑制するとともに、体感治安の回復を図るためには、旧計画の下で活性化してきた地域の自主防犯活動を、企業等の取組ともあいまって、

その質を高めつつ共同体の構成員相互間の絆^{きずな}を強める手段の一つとして社会に根付かせると同時に、新たに社会的な不安要因となっている振り込め詐欺や食の安全・安心に係る事犯への対策を強化するなど、身近な犯罪を犯そうとする者にその機会を与えない社会をつくるための努力を、あらゆる角度から行っていく必要がある。

このため、

- 1 防犯ボランティア活動等の促進
- 2 犯罪に強いまちづくりの推進
- 3 振り込め詐欺対策の強化
- 4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化
- 5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進
- 6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進
- 7 犯罪被害者の保護

の施策を推進することとし、具体的には、

- ・ 的確な犯罪情報・地域安全情報の提供
- ・ 官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進
- ・ 携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断
- ・ 食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視の強化
- ・ 犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進

等に積極的に取り組んでいくこととする。

第二は、「犯罪者を生まない社会の構築」である。

現代社会においては、公共の利益よりも私的利益を優先する私事化が様々な面で進展し、個人と社会のつながりが希薄化する傾向にあると言われる。近年、構造改革の進展とともに経済社会の効率性が改善する反面、若者、高齢者や社会的に弱い立場にいる人々の一部が激しい競争やインターネット文化の普及の中で孤立化し、犯罪に走る実態がみられる。こうした人々の孤立化を防ぎ、又は社会との間で失われた絆を再構築し、市民としての意識を涵養^{かんよう}させる仕組みをつくることは、人々の内面から犯罪を防止する有効な対策となる。また、人数においては全犯罪者の3割である再犯者が、件数においては全犯罪の6割を実行している状況にあり、一度犯罪を犯した者の再犯をどのように防止するかが、犯罪対策上避けては通れない重要課題となっている。

このため、青少年育成推進本部における成果も踏まえつつ、

- 1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進
- 2 刑務所出所者等の再犯防止

の施策を推進することとし、具体的には、

- ・ 少年の規範意識の向上
- ・ 孤立した若者、高齢者等の社会参加の促進

- ・ 安定的な収入を確保できない者等に対する就労、雇用促進
- ・ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施
- ・ 自立更生のための各種施策の推進

等に積極的に取り組んでいくこととする。

第三は、「国際化への対応」である。

旧計画が不法滞在者の半減化を目標に掲げ、水際対策や摘発強化を推進してきた結果、不法滞在者は大きく減少し、目標に近づきつつある。他方で、国際化の進展に伴い我が国に労働者等として入国し、定着する外国人は年々増え続けており、これらの人々やその子弟の一部が我が国の社会に適応できず、犯罪等の問題につながるという実態がみられる。したがって、在留管理と違法行為への取締りをより厳正かつ効果的に行うと同時に、適法に我が国に滞在する外国人が日本人と同様に様々な生活サービスを享受することができ、日本人と安心して共生できる社会を構築することは、より抜本的な外国人犯罪対策ともなる。

このため、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部における成果も踏まえつつ、

- 1 水際対策
- 2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築
- 3 多文化共生を可能とする社会基盤の整備
- 4 国際組織犯罪対策

の施策を推進することとし、具体的には、

- ・ 社会悪物品等の密輸入の防止等
- ・ 新たな在留管理制度の創設
- ・ 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化
- ・ 地域における多文化共生の推進
- ・ 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進

等に積極的に取り組んでいくこととする。

第四は、「犯罪組織等反社会的勢力への対策」である。

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的勢力の存在は、健全な経済、社会活動を歪め、市民の平穏な生活を脅かし、強い不安に陥れる要因となっている。その中心である暴力団は、その存在自体が許容できない組織であるにもかかわらず、依然として一定の勢力を保っており、企業活動を装うなどして活動形態の不透明化を進展させつつ、証券取引等の経済活動を通じて莫大な資金を獲得している。また、利益供与と引き換えにその威力等を自らの利益拡大に利用するなどして暴力団と共生する者も存在し、暴力団の活動を助長している。企業や関係機関は、連携してこれらの反社会的勢力を経

済活動から排除していかなければならない。さらに、近年、銃器を用いた凶悪な犯罪の発生や青少年等に対する薬物の浸透が大きな問題となっているが、暴力団等は、これらの事犯にも深く関与しており、その対策が求められている。

このため、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部等における成果も踏まえつつ、

- 1 暴力団対策等
- 2 マネー・ローンダリング対策
- 3 銃器対策の推進
- 4 薬物対策の推進
- 5 組織的に敢行される各種事犯への対策

の施策を推進することとし、具体的には、

- ・ 組織犯罪情報の収集、分析の更なる強化と利便性の向上
- ・ 暴力団及び周辺者の経済活動からの排除
- ・ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化
- ・ 厳格な銃砲刀剣類行政の推進
- ・ 薬物密輸の水際阻止

等に積極的に取り組んでいくこととする。

第五は、「安全なサイバー空間の構築」である。

急速に発達・普及し続ける情報通信技術とサイバー空間は、今や国民生活に欠かせない基盤となり、その存在が人々の生活を形づくることと併せて、特に若者の人格形成に大きな影響を及ぼしている。また、サイバー空間における行動規範の形成や情報セキュリティに関する知識の普及が不完全な中、インターネットを様々な形で利用した犯罪の増加が大きな脅威となっており、その対策が急務となっている。

このため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部等における成果も踏まえつつ、

- 1 違法・有害情報対策
- 2 違法・有害情報を排除するための自主的な取組への支援
- 3 サイバー犯罪対策の推進

の施策を推進することとし、具体的には、

- ・ インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進
- ・ インターネット・ホットラインセンターの体制強化等の推進
- ・ 違法・有害情報検出方法及びフィルタリングソフトの高度化及び普及促進
- ・ サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた法整備等の推進
- ・ 情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進

等に積極的に取り組んでいくこととする。

第六は、「テロの脅威等への対処」である。

平成13年9月11日の米国における同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策が強化されているにもかかわらず、イスラム過激派等によるテロの脅威は依然として高い状況にあり、大規模なテロ事件が各地で発生し続けている。アル・カーイダから標的として名指しされている我が国も、この脅威から決して無縁でない。また、近年、インターネットの発達等を背景として、非イスラム諸国で生まれ又は育ちながら、何らかの影響で過激化し、自らが居住する国の権益等をねらってテロを敢行する、いわゆるホームグロウン・テロリストの危険性が認識されるなど、テロの発生形態は複雑化している。テロ等の発生を許さないため、社会全体での取組が必要とされている。

このため、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部における成果も踏まえつつ、

- 1 テロに強い社会の構築
- 2 水際対策の強化
- 3 テロの手段を封じ込める対策の強化
- 4 情報機能等の強化及び違法行為の取締りの徹底
- 5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化
- 6 サイバーテロ対策・サイバーインテリジェンス対策
- 7 大量破壊兵器の拡散等国境を越える脅威に対する対策の強化
- 8 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応

の施策を推進することとし、具体的には、

- ・ 事前報告情報等の効果的活用・資機材の整備等
- ・ NBCテロ等に使用されるおそれのある各種物質の管理体制等の強化
- ・ テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化
- ・ テロ等の未然防止のための重要施設・要人等の警戒警備の強化
- ・ 重要インフラ事業者等との更なる連携の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

第七は、「治安再生のための基盤整備」である。

以上に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備や制度の改善、研究の推進や科学技術の活用、新たな制度への適切な対応等多角的観点からの基盤整備が重要である。

このため、

- 1 人的・物的基盤の強化
- 2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充
- 3 裁判への的確な対応

の施策を推進することとし、具体的には、

- ・ 地方警察官等の増員

- ・ 治安関係職員の増員
- ・ 犯罪の痕跡の確実な記録と迅速かつ的確な犯罪捜査への協力確保
- ・ 死因究明体制の強化
- ・ 裁判員裁判への的確な対応

等に積極的に取り組んでいくこととする。

これら施策の具体的内容は、次項以降に掲げたとおりである。

旧計画は、カール・ヴィルヘルム・フォン・フンボルトが述べた「安全なくして自由なし」との考え方を基本として、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指してきた。

しかしながら、冒頭に記したとおり、いくつかの治安指標の改善の一方で、国民の多くは、このような社会が実現されたとは考えておらず、平穏な日常生活が犯罪によって破られることはないとの安心は、残念ながら、いまだ国民が等しく享受するところとはなっていない。家族を思いやる気持ちに乗じて多額の金銭をだまし取られる振り込め詐欺や被害者には関係のない理不尽な動機により凶刃の犠牲になる無差別殺傷事件には、他者への信頼を危うくさせる深刻さがある。他者への信頼の低下は、国民が感じている不安の大きな要因となっている。

安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、単に全体としての犯罪の件数を減少させるだけでなく、他者を信頼して行動することができるような社会をつくる必要がある。地域社会においては、その構成員である一人一人の住民が、時として協働する場面があれば、互いの行動を考えるよい機会となる。それにより、地域社会における絆を深め、相互の信頼を醸成することができる。このように、各種施策の総合的推進を通じて相互信頼の醸成を目指すことにより、社会の安全と安心は大きく向上すると考える。

犯罪対策閣僚会議は、ここに、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定し、真の治安再生を目指して施策の着実な実現を図るものである。

第1 身近な犯罪に強い社会の構築

1 防犯ボランティア活動等の促進

① 防犯ボランティア団体に対する支援等の充実

防犯ボランティア団体の活動を社会に定着させ、更なる発展を図るため、関係行政機関の連携を一層強化し、防犯ボランティア団体に対する経済的支援、及び犯罪や防犯等に関する情報提供の充実を図るとともに、ポータルサイトの活用等を通じ、防犯ボランティア団体間における好事例等の情報共有を促進することにより、防犯ボランティア活動の質の向上を図る。また、あらゆる機会をとらえた広報啓発活動等の実施により、更なる防犯ボランティア活動への参加促進を図るとともに、安全・安心なまちづくりの日関連行事の継続的な実施を始めとした防犯ボランティア団体の更なる士気高揚策を検討する。

② 地方公共団体による自主防犯活動に対する支援の充実

安全・安心まちづくり条例の制定促進等を通じ、防犯ボランティアのリーダー育成や防犯ボランティアが安心して活動できる環境づくりを含め地方公共団体による自主防犯活動に対する支援の充実方策について検討する。

③ 的確な犯罪情報・地域安全情報の提供

自主防犯活動の更なる活性化を図るため、犯罪の発生状況や防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な情報等をウェブサイトや電子メール等の多様な媒体を活用して、即時に、かつ、分かりやすく提供する。また、危険を予測する能力を高めるとともに、地域の連帯感を強めるため、地域安全マップの更なる普及を図るとともに、適切な作成方法の啓発を推進する。

④ 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進

企業が、自らに直接関係する犯罪の防止に向けて取り組むとともに、地域社会の一員として、地域の企業従業員及び住民による犯罪抑止活動を支援するなど、安全で安心な社会の実現に向けた取組を行うことを、経済団体等と連携しながら促進する。

2 犯罪に強いまちづくりの推進

① 官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進

地方公共団体、地域住民、事業者等から成るまちづくり協議会等の各種取組の活性化、中小商業活力向上事業、農山漁村活性化プロジェクトに関する財政支援や世界保健機構（WHO）によるセーフコミュニティの認証制度の活用等により、まちづくりの一環として、繁華街・歓楽街の再生を図るほか、道路、公園、商店街、駅、大規模集客施設、金融機関等について、犯罪抑止に配慮した環境設計の導入や防犯カメラ等の防犯機器、^{さすまた}刺股等の防犯資機材等の設置を促進するとともに、これらの管理者等への防犯指導を行うなど総合的な安全・安心まちづくりの取組を推進する。また、防犯性能の高い建物部品（CP部品）の更なる普及促進等により、防犯に配慮した共同住宅や戸建て住宅の普及を図る。なお、街頭防犯カメラの設置に当たっては、個人のプライバシーにも配慮しつつ、効果的な設置・運用の在り方について検討する。あわせて、生活安全産業としての警備業の質の向上を図る。

② 個人の住まいへの防犯カメラ等の普及促進

犯罪から平穏な生活を守るため、個人住宅等における防犯カメラ、犯罪に強い性能を有する製品の普及に向けた地方公共団体による自主防犯活動に対する支援方策について検討する。

③ 道路周辺の映像を表示するサービスに係る防犯対策等の検討

実在する道路周辺の映像をインターネット上で立体的に表示するサービスについて、防犯上の問題点等を検討し、問題点がある場合は、対策について検討する。

④ 学校における防犯活動の推進

退職警察官等から成るスクールガード・リーダー及びスクールサポーターの導入を促進し、スクールガード・リーダーによる各学校やボランティア等の指導を充実させるとともに、警察、スクールサポーター、学校等が連携の上、地域安全情報のきめ細かな収集・提供、非行防止・犯罪被害防止教室や防犯教室の開催、問題を抱えた少年への対応等をよりの的確に実施する。

⑤ 安全・安心な子どもの居場所づくり

すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に、小学校の余裕教室等を活用

して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との様々な交流活動等を行う機会を提供する放課後子ども教室の全国展開を図る。

⑥ 「子ども１１０番の家」に対する支援

通学路等において、子どもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合に、一時的な保護と警察への通報を行う「子ども１１０番の家」の活動を支援する。また、ガソリンスタンドにおける地域防犯・安全確保活動として「かけこみ１１０番」の活動を支援する。

⑦ 地域警察活動の強化

交番勤務員の適切な配置、交番相談員の増員及び効果的な運用等により、交番勤務員の不在が常態化している「空き交番」が生じないようにするとともに、一時的に交番に勤務員が不在となる場合であっても、パトカーの活用、緊急通報装置の整備等の補完措置を充実させるなど、治安情勢に対応した交番機能の強化を図る。また、初動警察活動の要たる警察通信指令の強化、地域警察官の各種職務執行に必要な技能に関する伝承教育等を推進し、警察官の職務執行力の向上に努めるとともに、犯罪の多発する時間帯・地域における街頭活動を強化し、秩序違反行為や軽微な犯罪についても適切な指導取締りを推進する。

⑧ 悪質交通違反の取締り等の強化

重大な交通事故の原因となる飲酒運転等の悪質・危険な交通違反の取締りを強化するとともに、関係機関・団体との緊密な連携の下、飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動を推進し、あわせて、効果的な飲酒運転対策について検討する。

⑨ 重要無線通信妨害対策の推進

警察無線等重要無線通信に対する混信・妨害の発信源を迅速に排除するため、申告受付体制を充実させ、電波監視施設の性能向上、設備の更改を推進するとともに、不法無線局に対して、厳正な取締りを実施する。

３ 振り込め詐欺対策の強化

① 総合的な振り込め詐欺被害防止対策等の推進

関係省庁、金融機関を始めとする関係機関・団体の間で緊密に連携し、社会を挙げた振り込め詐欺被害防止対策等を推進する。具体的には、巡回連絡や交通安全教育、日本司法支援センターによるシンポジウムやセミナー等のあらゆる機会を活用した振り込め詐欺被害防止対策に係る広報・啓発を促進するとともに、口座開設時等の本人確認の徹底、顧客に対する窓口における声掛け、異常取引・不正口座検知システムの一層の導入・改善、ＡＴＭコーナー付近における携帯電話の不使用の環境整備、ＡＴＭ利用限度額の引下げの推奨等の取組を促進することにより、振り込め詐欺被害の防止を図る。また、振り込め詐欺救済法の的確な運用により、一層の被害回復に努める。

② 振り込め詐欺の徹底検挙

振り込め詐欺、振り込め詐欺を助長する犯罪の捜査体制の強化を図りつつ、携帯電話のＧＰＳ機能を利用した位置探索等有効な捜査手法の導入について検討し、組織的犯罪処罰法等の関係法令を駆使するなどして、事案の真相及び組織実態の解明を図り、振り込め詐欺グループの首謀者に至るまでの摘発検挙を徹底する。

③ 携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断

携帯電話や預貯金口座の新規契約等における同一名義人の契約数の抑制、書留郵便等を用いた本人確認の徹底、プロバイダ等による携帯電話及び預貯金口座の売買を誘引するインターネット上の違法情報の早期削除等の取組を支援することにより、携帯電話等が犯罪へ利用・活用されることを遮断して犯行を抑止する。また、振り込め詐欺に悪用されやすい転送電話サービスを提供する電気通信事業者の業務の適正化を図り、サービス利用者に関する本人確認の実施を促進する。

④ 振り込め詐欺に係る「道具屋」の徹底検挙

携帯音声通信事業者や貸与事業者の契約時における本人確認記録の作成・保存、携帯電話やＳＩＭカード単体の無断譲渡等の禁止等を規定する携帯電話不正利用防止法の違反行為及び架空名義口座の開設や預貯金口座の不正売買を徹底的に取り締まることにより、振り込め詐欺の犯行に不可欠な手段を供給している「道具屋」の検挙を徹底する。

⑤ 本人確認の徹底

施設、通信・流通手段等の提供サービスの匿名による利用や偽造身分証明書による利用により犯罪の実行や犯罪収益の収受等が容易になることを防止するため、各種の取引における本人確認の実施を促進する。また、官公署等の各種証明書等の発行時においても、本人確認の徹底を図る。

4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化

① 食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視の強化

食の安全・安心に係る事犯や健康被害をもたらす事犯に対し、関係省庁が連携して、迅速かつ効果的な情報提供、行政権限の発動及び取締りを推進する。また、産地偽装や期限表示の改ざん等の食品表示に係る違法行為の監視を強化するため、研修の充実等による食品表示Gメン等の行政機関の体制整備を図るとともに、食品表示110番や食品表示ウォッチャー事業を活用した国民からの情報提供を促進する。さらに、輸入食品について、輸入元の外国当局との協力関係の構築・強化を図りつつ、輸入時の検査体制等を強化する。

② 事業者に対する指導監督等の強化

国民の消費生活の安全・安心を確保するため、食品・製品等にかかわる事業者に対する指導監督体制を充実させ、報告徴収や立入検査を適時適切に行う。また、事業者や事業者団体における法令遵守の取組強化や内部通報窓口の整備を促進する。

③ 悪質商法による消費者被害の防止

悪質商法による消費者被害を防止するため、関係省庁が連携して、違法な連鎖販売取引、点検商法、靈感商法等の悪質商法に関する情報の共有を図るとともに、相談窓口体制の強化、迅速かつ効果的な被害防止に関する広報、行政権限の発動及び取締りを推進する。

④ ヤミ金融事犯対策の推進

多重債務問題改善プログラムに基づき、ヤミ金融の撲滅を図るため、集中取締本部の設置によるヤミ金融取締りの充実強化等を図るとともに、関係省庁が連携して、相談窓口の整備強化、セーフティネット貸付け、金融経済教育の強化、関係法令の活用等により、ヤミ金融被害対策を推進する。また、ヤミ金融

に係る被害相談を受けた監督当局は、迅速に被害を抑止するため、状況に応じ、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するよう電話による警告等を積極的に行う。

⑤ 模倣品・海賊版対策の推進

模倣品・海賊版の氾濫^{はん}による知的財産の侵害を阻止し、消費者の安心・安全が損なわれることを防ぐため、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」構想の早期実現に向けた取組を加速するとともに、「知的財産推進計画2008」（平成20年6月18日知的財産戦略本部決定）に基づき、外国市場対策の強化、水際及び国内での取締りの強化、国民の理解促進、官民連携体制の強化等を図る。また、国境を越えて氾濫するインターネットを利用した模倣品・海賊版については、国内の取締りを強化するだけでなく、海外の模倣品・海賊版の通信販売サイト等の取締りを強化するよう国際社会への働き掛けを推進する。

5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進

① ストーカー・配偶者からの暴力対策の推進

女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止するため、若年層に対し配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供するなど関係機関が連携して予防啓発に努めるとともに、婦人相談所等における相談対応、一時保護等の措置を適切に行い、被害者を支援する。また、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案に対して、ストーカー規制法に基づく措置、配偶者暴力防止法に基づく保護命令の発出、違法行為が認められた場合の捜査等の迅速な実施等被害者の立場に立った積極的な対処を推進する。

② 児童虐待防止対策の推進

育児中の親の孤立化を防ぐため、家庭教育支援や地域における子育て支援を充実するとともに、乳児のいる家庭を訪問し子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、養育支援を特に必要とする家庭に対する適切な支援を推進する。また、児童虐待の早期発見・早期対応のため、市町村において関係機関が連携した子どもを守る地域ネットワークの設置促進・機能強化を図るとともに、学識経験者や退職警察官等の実務経験者の協力を得て、虐待を受けた児童の適切な保護、支援等及び家族の再統合を図る。

③ 児童ポルノ対策等の推進

最新の技術を駆使した児童ポルノ事犯に対処するため、国際的な動向を踏まえ、捜査に携わる警察職員の技能水準の向上、体制や資機材の強化を図るとともに、インターネットを介して売買される児童ポルノの根絶を図るため、買受捜査を一層強化する。また、児童ポルノの排除に向けた国民運動を展開するとともに、国民の意識調査や諸外国の規制調査等を行い、児童ポルノに対する新たな規制について検討する。

④ 少年を取り巻く有害環境の浄化

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」や「全国青少年健全育成強調月間」において、「有害環境の浄化」を重点項目の一つとして、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携を図りつつ各種取組を進めるとともに、有害環境の浄化を図るなどの各種取組を集中的に実施するよう広報・啓発活動を実施する。また、児童買春等の契機となり得るいわゆる出会い系喫茶等の営業について、18歳未満の青少年の立入制限等の自主規制措置に係る働き掛けや関係法令の積極的活用による取締りに努めるとともに、必要に応じ新たな規制についてその要否を含め検討する。さらに、青少年インターネット環境整備法に基づく取組を推進するとともに、出会い系サイトその他のサイトの利用に起因する児童の犯罪被害を防止するため、出会い系サイト規制法の効果的な運用及びサイト事業者による自主的な取組を推進する。あわせて、フィルタリング事業者、保護者等に対する犯罪情報の提供を促進する。

⑤ 子どもや女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進

声掛け事案等の子どもや女性を対象とする略取誘拐や性犯罪等の前兆事案について、行為者に対する指導、警告等を行うことにより、更なる被害の未然防止対策を強化する。

6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進

① 自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化

関係事業者団体に対し、自動車窃盗の実態や手口に関する情報を提供するなどして、イモビライザ等の自動車盗難防止装置の装着車種の拡大・標準装備化を促進するとともに、新規車種に対するこのような装置の装着義務付けの必要性について検討する。また、盗難車両の不正な名義変更等を防止等するため、警察と国土交通省との間で引き続き情報共有を推進するとともに、各市町村が

管理している原動機付自転車に関する情報を犯罪捜査等により有効に活用することができるように検討する。

② 自動二輪車等及び自転車の盗難防止対策等の促進

自動二輪車等の盗難防止対策として、二輪車製造業者に対する車両盗難の実態や手口に関する情報提供等によるメインスイッチ部（キー部分）の破壊防止装置やイモビライザ等の盗難防止装置の備付けを促進するとともに、二重ロックの励行やグッドライダー防犯登録の登録率の向上を図る。また、自転車の盗難防止対策として、強靱な錠への改善とその標準装備化を図るとともに、防犯設備の整備された駐輪場の設置を促進する。さらに、自転車防犯登録の登録率の向上を図るとともに、市町村からの照会に対する迅速な情報提供の実施により、市町村が放置自転車として撤去した盗難自転車の早期被害回復を図る。

③ 車上ねらい・部品ねらい対策の推進

車上ねらい・部品ねらいの被害品では、特に、カーナビゲーション装置が多いことから、関係事業者団体に対し、セキュリティ機能が搭載された機種の大を働き掛けるとともに、ユーザー登録の登録率の向上を促進する。また、ユーザー等に対し、盗難被害防止情報の提供を行い、セキュリティ機能が搭載された機種の普及を図る。

④ 各種防犯システム等の普及促進

事業者その他の関係者と連携を強化し、万引き防止対策として、ＩＣタグ等のＩＴ技術を活用した信頼性の高い万引き防止用機器の開発と普及を促進するとともに、自動販売機ねらい対策として、錠前部分の補強等による破壊・盗難対策が進んでいない食品・券類自動販売機等を対象とした自動販売機の堅牢化を促進する。

7 犯罪被害者の保護

① 総合的な犯罪被害者支援体制の確立

犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画（平成１７年１２月２７日閣議決定）に基づき、犯罪被害者等の多様なニーズにきめ細かく対応し、途切れない支援を推進するため、民間被害者支援団体等とも連携しつつ、地域の実情に応じた総合的な支援体制の一層の充実を図るとともに、犯罪被害者等に接す

る職員を対象とする教育・啓発を引き続き推進する。また、あらゆる機会を活用して、犯罪被害者等が受けた痛み等についての国民の理解を深め、犯罪被害者等に対する支援制度等に関する啓発活動を通じて、社会全体で被害者を支え、地域社会が一丸となって犯罪と対決する機運の醸成を図る。

② 刑事手続等における被害者施策の推進

被害者やその遺族等の立場や心情に十分配慮し、刑事手続における被害者の保護及び再被害防止を図るため、被害者等へ必要な情報を提供する。特に、性犯罪等に係る女性被害者については、その精神的負担を緩和するため、女性職員による事情聴取や付添い等被害者の心情に配慮しつつ手続を進める。また、被害者等が刑事裁判に参加する制度を始めとした被害者等の権利利益保護のための新たな制度を適正に運用するとともに、更生保護における意見等聴取制度等の犯罪被害者等施策について運用の改善を図りつつ適切に実施する。

③ 二次被害の防止

犯罪被害者等の置かれている現状及び犯罪被害者等の人権問題に関する広報啓発活動を推進するとともに、全国の法務局等に設置している人権相談所における相談等により、犯罪被害者等の二次被害の防止を図る。また、被害者の安全を確保するため、被害者との間の緊密な連絡、防犯指導、パトロールの強化等適切な措置を講ずる。

④ 犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進

犯罪被害を回復し、又は早期に軽減し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害給付制度及び被害回復給付金支給制度の適切な運用、解剖遺体の搬送費等の公費負担等による経済的な支援並びに被害者連絡の実施、相談・カウンセリング体制の整備、配偶者からの暴力被害者に対する自立支援プログラムの作成等による精神面での支援を引き続き推進する。また、日本司法支援センターによる犯罪被害者支援業務の推進、教育現場における指導参考資料の作成等による教員の対応力の強化及び財政的援助の充実等により民間被害者支援団体の自主的な活動の促進を図る。

第2 犯罪者を生まない社会の構築

1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進

① 少年の規範意識の向上

少年の規範意識の向上を図るため、学校における法教育、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の実施、啓発資材の作成・配布、地域の人材を活用した生徒指導の支援、保護司・保護司会と中学校の連携による「中学生サポート・アクションプラン」等を推進する。また、子どもたちが善悪の判断やきまりの尊重等の規範意識等を育むための道徳教育を推進する観点から、道徳教育の指導方法、指導体制等に関する調査研究を実施する。

② 少年を見守る地域社会の構築

少年非行の未然防止のため、各種行政機関、民間ボランティアによる相談活動を推進するとともに、いじめや不登校等の問題行動等の未然防止及び早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、「24時間いじめ相談ダイヤル」の運用等による教育相談体制の充実を図る。また、少年によるカラオケ店等遊興施設の深夜利用を防ぐため、関係事業者に協力要請するとともに、関係法令等の厳正な運用により、深夜徘徊等の温床となる営業形態の是正を図る。

③ 社会適応上支援を必要とする少年の居場所づくりと就業・就学支援

不登校、ひきこもり及び非行等の問題を抱えた個々の少年を支援するため、学校、教育委員会、児童相談所、警察、保護観察所等の関係機関とボランティアから構成する少年サポートチームの普及促進・活性化を図る。また、これらの問題を抱える少年への支援策として、関係機関や地域住民の協力を得つつ、多様な体験活動の機会や居場所づくりのための取組等を促進するとともに、無職少年に対しては、その就業・就学を支援し、社会参加を促す。

④ 少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置

不良行為の段階で少年の立ち直りを促し、犯罪の発生を未然に防止するため、少年サポートセンター、スクールサポーター、民間ボランティア等の連携を図り、家庭、学校、地域社会の協力を得て街頭補導活動を強化するとともに、これに必要な少年警察ボランティア等の拡充・活性化を図る。

⑤ 児童相談所等における少年非行への対応力の強化

児童相談所・一時保護所・児童自立支援施設において、入所中の児童への対

応を充実させるための体制強化、職員の能力向上等を図り、少年非行への対応力を強化する。

⑥ 少年事件捜査と少年を取り巻く犯罪対策の推進

少年の非行集団への加入阻止及び非行集団の解体補導を推進する。特に、暴走族については、違法行為に対する指導取締りを徹底して行うほか、暴走族を追放する機運の醸成、暴走行為阻止のための道路交通環境の整備、車両の不正改造防止対策等を組み合わせた総合的な対策を推進する。また、少年の特性に配意した事件捜査及び調査を厳正かつ迅速に行うとともに、少年事件の適正な処理及び適切な措置による非行少年の改善更生を実現する。あわせて、少年の福祉を害する暴力団犯罪、暴力団への加入強要事案や脱退妨害事案等の取締りを強化することにより、少年に対する暴力団の影響を排除する。

⑦ 青少年の体験活動の推進

生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育み、次代を担う自立した青少年の育成を図るため、青少年の発達段階に応じた体験活動等青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進するとともに、そのために必要な体験活動プログラムの開発や指導者の育成を支援する。

⑧ 犯罪防止のための教育及び広報啓発の推進

殺人、窃盗等のほか、ひき逃げ、危険運転致死傷等の重大な交通事犯を含め、個人が犯罪を犯すことを防止するため、学校教育、運転者教育、各種広報等多様な機会を通じ、規範意識の向上や刑罰法規等に関する知識の普及を図るための教育及び広報啓発を推進する。

⑨ 孤立した若者、高齢者等の社会参加の促進

地域において孤立した若者及び高齢者その他社会とのつながりが希薄な人々の社会参加を支援するため、更生保護ボランティアによるミニ集会活動、子育て支援活動、犯罪・非行防止活動等の各種地域活動を始め、各種ボランティア団体の活動を促進する。また、英国の「コネクションズ」等の先進的事例も参考としつつ、孤立した若者に対し、社会の側から手を差し伸べ、社会への帰属意識を取り戻すことができるようにするため、保護司や更生保護ボランティアによる非行防止活動の促進支援や民生委員・児童委員の活動の推進を検討するほか、官民協働により、孤立した若者の社会参加や自立を総合的に支援するた

めの方策を検討する。

⑩ 安定的な収入を確保できない者等に対する就労、雇用促進

安定的に収入を確保することが比較的困難と考えられる非正規雇用者等の安定的な就労を支援し、ニート状態の若者等の就労意欲を促進するため、「フリーター等正規雇用化プラン（仮称）」、ニート状態の若者に対する職業的自立支援の強化等を推進する。

⑪ 保護者に対する各種支援の実施

身近な地域において、子育て経験者や民生委員・児童委員、保健師等の専門家が連携し、子育てに関する学習機会・情報の提供、専門的人材の養成等の家庭教育に関する総合的な支援を促進するとともに、問題を抱える保護者に対する相談機会の提供、就労支援の充実を図る。

2 刑務所出所者等の再犯防止

① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化

刑事施設において、薬物・アルコール依存者、性犯罪者、交通事犯者、高齢者等受刑者の問題性に応じた科学的・体系的な処遇プログラムの開発・実施を行い、指導効果を検証して、改善指導の内容の充実及び指導機会の拡充を図るとともに、諸外国に比べ際立っている刑事施設職員一人当たりの被収容者数について、過剰収容問題が生じ始めた平成12年度の水準まで軽減することを目指すなど、受刑者の改善更生・再犯防止に向けた指導体制を強化する。また、少年鑑別所・少年院においては、再非行リスクに着目した新たな調査方式を開発し、資質鑑別の向上を図るとともに、その結果から得られた再非行リスクを低減させるために、生活指導を中心とした矯正教育の充実・強化を図る。

② 刑務所出所者等の定住、確実な身元引受け等の推進

就労支援や福祉による支援が必要な刑務所出所者等について、保護観察所が中心となって、刑務所、地方公共団体、社会福祉法人等関係機関と連携しつつ、帰住希望を踏まえた帰住先の開拓を推進し、また、出所後の自立方針を作成するなど、刑務所出所者等の社会復帰を円滑にするための生活環境調整の充実強化を図り、地域生活定着を支援する。

③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施

高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適応するための実効性ある指導・訓練を実施する。

④ 刑務所出所者等の就労先の確保

地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。

⑤ 入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施

刑務所等の就労支援スタッフ等を活用し、入所中から就労意欲の喚起を促すとともに、雇用情勢に応じた職業訓練を実施する。また、一般の職業訓練施設と連携するなどして、職業訓練を含めた刑務作業の質の向上を図る。さらに、刑務所、保護観察所等と公共職業安定所とが連携し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、試行雇用制度の活用等の刑務所出所者等就労支援事業を推進する。

⑥ 自立更生のための各種施策の推進

満期釈放者を含めた刑務所出所者のうち、親族等の受入先がなく、就職先もない者の社会復帰を支援するため、茨城就業支援センターを着実に運営する。また、同センター入所者に対し、農業等を含めた職業訓練を民間教育訓練機関等へ委託して実施等するとともに、長期にわたり自立が困難な者について、地方公共団体や地域の経済団体等と連携した住居、就業先の確保策について検討する。民間の更生保護施設では受入れが困難な仮釈放者については、福島市及び北九州市の自立更生促進センターにおいて受け入れ、強化された指導監督と手厚い就労支援等の円滑な社会復帰のための施策を推進する。また、少年院から仮退院した少年等の社会復帰を支援するため、農業実習等を行う北海道の沼田町就業支援センターを着実に運営する。あわせて、これらの就業支援センタ

一等における取組や効果を検証し、全国的な整備について検討する。

⑦ 刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進するための枠組みの設置

刑務所出所者等の社会復帰支援方策を総合的に推進するため、関係行政機関相互間における社会復帰支援に必要な社会資源等に関する情報の共有及び連絡調整を図るための枠組みを設置する。

⑧ 保護観察における処遇の充実強化

処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。また、保護観察対象少年について、家庭環境や交友関係等の問題の改善に向けた処遇を行うことを検討する。

⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討

犯罪者に対する処遇を充実させてその再犯の防止を図る観点から、社会内処遇の一環として社会奉仕活動に従事させる制度、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を実現するため懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部執行猶予制度等を導入するなど新たな施策を検討する。また、GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策について検討する。

⑩ 効果的な出所者情報の共有

子どもを対象とする暴力的性犯罪に係る出所者情報の共有に関する現在の枠組みの実効性等について検証するとともに、関係省庁が連携して、性犯罪を抑制するため、より効果的な出所者情報の共有方策について検討する。

第3 国際化への対応

1 水際対策

① 海上警備・沿岸警備の強化

不審船・工作船による我が国領海内への侵入、船舶密航等の不法出入国や薬

物・銃器の密輸に対する確実な対処等警備体制の万全を期するため、警察、海上保安庁等が連携し、漁業協同組合や沿岸住民等の協力を得つつ、監視能力等を向上させた巡視船艇・航空機による警戒活動、沿岸部におけるパトロール、検問等を強化して摘発に努める。また、情報収集・分析、内偵活動、機動的な広域捜査等を積極的に行うほか、中国、東南アジア諸国等からの直航船を始めとする外国船舶への立入検査を強化する。

② 改正 SOLAS 条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進

海上人命安全条約（SOLAS 条約）の一部改正を受けて平成 16 年 7 月から施行された国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき、国際航海船舶における保安の確保、国際港湾施設における保安の確保、国際航海船舶等の入港に係る規制等を実施する。

③ 社会悪物品等の密輸入の防止等

税関における大型 X 線検査装置等の取締機器の高度化及び麻薬探知犬の有効活用、世界税関機構（WCO）等の国際ネットワーク・税関相互支援協定等の二国間協力の枠組みの活用等による情報収集・分析力の強化、税関、海上保安庁、警察、麻薬取締部等による合同取締り・合同訓練の実施、郵便事業株式会社と連携した国際郵便物の効果的な検査の実施等により、薬物、銃砲等の社会悪物品等の密輸を水際において阻止する。また、希少野生動植物の密輸入・違法取引を防止するための取組を推進するとともに、文化財の不法な輸出入を防止するための取組を推進する。

④ 盗難自動車等の不正輸出の防止

盗難自動車等の不正輸出を防止するため、通関時に道路運送車両法に基づく輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の提示を求め車台番号を確認するなど審査・検査を強化するほか、大型 X 線検査装置等の取締機器の有効活用を図る。また、警察の盗難自動車に係る情報と国土交通省の登録情報の税関による電子的活用を推進する。さらに、自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームが策定したマニュアルに沿って埠頭管理関係者による管理強化策が講じられるよう働き掛けを行うとともに、これらの方策に加えて、効果的な不正輸出防止方策について検討する。

⑤ 国外逃亡被疑者対策の推進

国外に逃亡した被疑者の身柄の確保に積極的に取り組むとともに、米国及び韓国以外の国との引渡条約の締結に向けた検討を推進する。また、外国関係機関と連携し、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促進する。

⑥ 関税犯則に関する罰則水準の引き上げの検討

水際での実効ある取締りを確保するため、関税等通脱事犯に係る法定刑の引き上げを含む関税犯則に係る罰則水準の見直しを検討する。

⑦ 廃棄物等の不適正な輸出入の防止

廃棄物等の不適正な輸出入を防止するため、関係省庁が連携し、事業者向け説明会の開催による制度の周知徹底、個別案件に対する事前相談の実施、立入検査等水際対策の強化等の国内対策を推進する。また、有害廃棄物の不法輸出入防止のためのアジアネットワークの構築、バーゼル条約によるアジア太平洋地域における E-waste（電気電子機器廃棄物）適正処理プロジェクトへの拠出、二国間の情報交換の促進等の国際的対策を推進する。

2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築

① 新たな在留管理制度の創設

外国人の在留管理に必要な情報を一元的、正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。また、同制度の創設に伴い、法務省が関係行政機関及び外国人の留・就学先、研修及び稼働先等の所属機関等から、迅速かつ効率的に出入国管理行政の的確な遂行に必要な情報の提供を受けるとともに、それらの情報の分析・活用を行うことで不法滞在者や偽装結婚・正規の留学生を装うなどの偽装滞在者を生まない社会を構築する。

② 円滑かつ厳格な出入国審査の実施

不法滞在者の新たな出現を更に抑制するため、審査待ち時間の短縮等外国人入国者の利便性にも配慮しつつ、A P I S 等により得られた情報及び在留管理制度の創設に伴い法務省が関係行政機関や所属機関から提供を受けた情報を活用するとともに、偽変造文書鑑識を充実強化させ、更に厳格な出入国審査を実施する。また、査証審査時における申請内容の事実確認や国内外の関係機関から得た偽変造文書情報を活用するなどして、厳格な査証審査を実施するとともに、在留資格認定証明書交付申請に係る審査についても、様々な情報を活用し

厳格な審査を行い偽装滞在者等の入国を確実に阻止する。

③ 入国・在留審査等に際しての日本語能力の考慮

在留資格に応じ、外国人の入国・在留審査等に際して日本語能力を考慮すること及び具体的な実施方法を検討する。

④ 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化

不法滞在者の地方分散化、居住・稼働の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることにより、不法滞在者の摘発を強化するとともに、入管法第65条に基づく退去強制の活用拡大を推進し、退去強制手続の効率化を図る。

⑤ 不法滞在者等の排除のための新たな在留管理制度の効果的な運用

新たな在留管理制度等により、外国人の在留実態を確実に迅速に把握し、その情報を活用して、在留状況に疑義がある者に対しては調査を行い、不法滞在者・偽装滞在者等であることが判明した場合には、摘発や在留資格の取消し等を積極的に実施するとともに、そのために必要な法整備を行う。

⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備

不法入国・不法滞在等やこれらを助長する集団密航、偽装結婚、旅券偽変造、不法就労助長等に係る犯罪等について、関係機関間での迅速・的確な情報交換を行うなど緊密な連携を図り、取締りを強化するとともに、新たな在留管理制度における在留カード（仮称）に係る罪の創設等より効果的な取締りの実施のための関係法令の整備について検討する。また、外国人雇用状況届の履行徹底を図り、不法就労防止のための事業主指導を促進する。

3 多文化共生を可能とする社会基盤の整備

① 適法に在留する外国人の出入国・在留手続に係る利便性の向上

外国人の入国・在留情報の総合的な管理・分析により、適法に在留する外国人の利便性の向上を図るため、在留期間の上限の伸長、再入国許可制度の見直し、外国人の在籍する受入れ機関からの在留期間更新等の取次ぎ申請に対する手続の簡素化等について検討する。

② 総合相談窓口の設置による外国人に対する生活支援の実施

国の行政機関と外国人が集住する地域の地方公共団体等が連携して、入国・在留手続等の行政手続及び生活に関する相談及び情報提供についてワンストップ型の総合相談窓口を設置する。また、その運営に当たっては、地域住民や企業・民間団体の自発的な参加を得ることにより、外国人住民のニーズに柔軟に対応できる仕組みを構築することとする。

③ 地域における多文化共生の推進

我が国に在留する外国人が我が国の生活環境に円滑に適応し、我が国社会の一員として日本人と同じような教育、医療、社会保障等の住民サービスを受けることのできる社会を実現するため、市区町村において、基礎的行政サービスを提供するに当たり基盤となる適法な在留外国人の台帳制度を整備するとともに、外国人児童生徒の地域・学校での受入れ体制の整備、外国人を対象とした日本語教室の設置や日本語能力を有する外国人等を対象とした指導者養成研修の実施、外国人労働者を雇用する事業者に対する外国人に関する社会保険等の加入促進、雇用不安を解消するための施策の実施、日系人集住地域やインターネット上における適正就労促進のための情報提供等地域住民と外国人の共生に向けた取組を推進する。

④ 外国人支援施策の検討のための枠組みの設置

外国人への支援事業を、外国人の受入れによって受益する企業等からの負担を求めつつ、民間が事業主体となって運営することを可能にするなど、我が国として総合的な外国人受入れ政策を展開するための土台となる体制の構築について、計画的に検討する。

4 国際組織犯罪対策

① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進

来日外国人の増加・定着化の傾向が進む中、外国人の受入れが国際組織犯罪、国際テロ、暴動等による治安の悪化の要因とならないように、外国人犯罪について、事案や組織の全容解明に努めるとともに、関係法令を駆使して関与者を的確に処罰し、犯罪収益の剥奪^{はく}を徹底する。

② 外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化

外国人集住コミュニティの住民団体等や外国人集住コミュニティをその地域内に有する地方公共団体と警察との連携を強化し、不審動向等に関する情報連絡を密にすること等により、国内の外国人集住コミュニティが犯罪組織、テロリスト等に悪用されることを防止する。

③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進

国際犯罪組織の弱体化を図るため、来日外国人が不法に得た収入を海外へ送金する手段として利用する地下銀行に対する取締りを徹底する。また、クレジットカード関係業界及び加盟店において、すべてのクレジットカードのＩＣカード化等の偽造防止対策及びクレジットカード使用時の本人認証のための仕組みの整備・充実が十分に図られるよう更なる連携を進める。さらに、クレジットカードの偽造防止のため、その原料となる生カードの密輸に対してコントロール・デリバリーを可能とする方策を検討する。

④ 人身取引対策の推進

「人身取引対策行動計画」に基づき、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護を含む総合的・包括的な対策を推進する。

⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備

国際的な犯罪に的確に対処するため、ＩＣＰＯルートや外交ルート、特に中国公安部を始めとした外国関係機関との個別協議等を通じ、国際組織犯罪に係る情報交換や国際捜査協力を積極的に推進するとともに、通訳・翻訳担当職員の育成強化、有能な民間通訳人の確保等、国際組織犯罪対策の推進に必要な態勢を整備する。

⑥ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に向けた法整備

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪に適切に対処するため、平成１５年９月に発効した国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約について、我が国においても、本条約の締結に伴う法整備を早期に完了させ、本条約の速やかな締結を目指す。

⑦ 諸外国との刑事共助条約等の早期締結

国際的な犯罪に的確に対処するため、ロシア、ブラジル、EU（欧州連合）及びアジア諸国との間における刑事共助条約、中国、タイ等の諸外国との間における受刑者移送条約並びに日中犯罪人引渡条約の早期締結に向けた作業を進める。また、日中間における領事関係国際約束についても、相手国国民を拘禁した際の領事機関への義務的通報その他我が国における中国人の犯罪の抑止に寄与し得るような措置を確保しつつ、その早期締結を目指す。

⑧ 国際的な枠組みへの継続的参加

テロ、人身取引、薬物犯罪といった国境を越える犯罪に的確に対処するため、G8治安関連会合、日中韓治安関係高級実務者会合及びASEAN+3（日中韓）国境を越える犯罪に関する閣僚級会合（AMMTC+3）といった国際的な枠組みへの継続的な参加等を通じて関係各国との協力を強化する。

第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策

1 暴力団対策等

① 組織犯罪情報の収集、分析の更なる強化と利便性の向上

組織犯罪対策を一層効果的なものとし、暴力団、来日外国人犯罪組織、銃器・薬物の密輸・密売組織等に打撃を与えるため、組織犯罪情報の共有及び活用のための基盤整備について検討し、これらの情報の収集、集約、分析、相互利活用を更に推進する。

② 暴力団からの資金剥奪の強化

警察と証券取引等監視委員会、税務当局等関係機関との間で人事交流を行うなど関係機関間の連携を強化し、情報交換を更に進め、課税の徹底、組織的犯罪処罰法の没収、追徴等に係る規定の積極的かつ効果的な活用等により、暴力団等による犯罪の取締り及び犯罪収益を含めた暴力団からの資金の剥奪を徹底するとともに、暴力団犯罪による被害の回復を促進する。また、暴力団の資金をより確実に剥奪するための方策について検討する。

③ 暴力団及び周辺者の経済活動からの排除

暴力追放運動推進センター及び弁護士会と緊密に連携し、「企業が反社会的勢

力による被害を防止するための指針」の徹底を図るとともに、企業等による暴力団等に対する資金提供等を防止する社会規範の確立を図り、企業が暴力団との関係を遮断するための仕組みの構築を更に推進する。特に、不当な資金源獲得活動の温床になりかねない取引を排除するために、銀行業界においては、銀行取引約款等への暴力団排除条項の導入や反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの構築等について、関係団体との協議会等における検討を促進する。また、証券業界においては、証券保安連絡会等を通じ、警察庁や自主規制機関等との連絡・連携強化を図る。さらに、暴力団と共生する者について、暴力団を利用する行為や暴力団への利益供与を防止するための施策等を推進し、その存在の解消を図るための方策について検討する。

④ 暴力団に対する厳正な処分の促進

暴力団員等による違法行為に対し、情報交換を行うなど関係機関が連携して、行政権限の発動及びあらゆる捜査手法を駆使した取締りを徹底する。また、組織的犯罪処罰法を積極的に活用するなどして、より厳格な科刑を実現するとともに、暴力団の資金源を断つために犯罪収益を剥奪し、犯罪活動や組織の維持・拡大に利用されること等の防止に努める。さらに、暴力団員による違法行為に対し、各種法令を駆使して、当該暴力団の代表者等の刑事責任の追及を図るとともに、当該暴力団の代表者等に対する民事責任の追及に当たっては、暴力追放運動推進センター及び弁護士会と緊密な連携を図る。

⑤ 行政対象暴力対策の強化

暴力団対策法等各種法令の活用により、行政対象暴力に対する取締りを徹底するとともに、暴力追放運動推進センター及び弁護士会と緊密に連携し、暴力団等の不当要求等への組織的な対応を規定するコンプライアンス（法令遵守）条例、要綱等の制定・運用に関する支援・指導、不当要求防止責任者講習の実施等を通じて、行政対象暴力に対する各行政機関の対応強化を促進する。

⑥ 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化

警察や矯正施設、保護観察所、公共職業安定所、教育機関等の関係機関間の連携及びボランティアの活用等により、若者の暴力団への加入を防止するとともに、暴力団からの離脱を促進し、就労を支援するための取組を強化する。

2 マネー・ローンダリング対策

① マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進

組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令のほか、資金情報機関（F I U）情報を活用し、マネー・ローンダリングの関与者を的確に処罰するとともに、マネー・ローンダリングに係る犯罪収益の剥奪を徹底し、犯罪収益がテロ活動を含む犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大に利用されること等の防止に努める。

② 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化

平成20年3月から全面的に施行された犯罪収益移転防止法を的確に運用し、特定事業者が行う本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が確実に行われるように、指導監督を強化する。

③ F I Uの充実・強化

外国F I Uとの情報交換枠組みの設定・締結交渉をより積極的に実施し、外国F I Uとの緊密な連携を図りながら、マネー・ローンダリング事犯の検挙や犯罪組織の実態解明を強力に推進するため、F I Uの充実・強化を図る。

④ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策を的確に推進するため、関係省庁間の連携を強化するとともに、犯罪収益移転防止法の規定に基づき届け出られた疑わしい取引情報について、我が国のF I Uにおける迅速かつ的確な分析能力を強化する。

⑤ F A T F相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化

平成20年に実施された金融活動作業部会（F A T F）相互審査の結果等を踏まえつつ、マネー・ローンダリング等対策を強化するため、関係省庁が連携して、特定事業者による顧客管理の改善を含め、必要な制度の改正及び運用の見直しを推進する。

3 銃器対策の推進

① 厳格な銃砲刀剣類行政の推進

法制度の整備を含め、猟銃等の所持許可の厳格な審査及び不適格者の発見と

排除を徹底するとともに、実包を含めた保管管理の適正化を図る。また、事故等を防止するため、所持者に対し、講習会等の機会を通じて、適切な使用、保管の指導を行う。さらに、厳格な銃砲刀剣類行政を推進する基盤を築くため、銃砲登録照会業務の高度化を図るとともに、銃砲刀剣類行政に携わる担当者の教育の充実等を図る。

② 銃器犯罪に対する厳正な処分の促進

銃器犯罪に対し、クリーン・コントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法を活用し、関与者に対し、厳正な科刑の実現を図るとともに、けん銃提出自首減免規定の積極的な運用により、けん銃の回収を図る。また、銃器犯罪に係る暴力団の代表者の刑事責任等の追及の在り方について検討する。

③ 銃器密輸の水際阻止

銃器等の密輸入の中継地となる可能性の高い離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集を積極的に実施するとともに、銃器等に関する密輸入情報の総合的な分析を行い、密輸ルート及び密輸手法等の解明に努める。また、共同オペレーション、外国取締機関との情報交換の実施等の連携強化を図りつつ、捜索用資機材等の整備、関係機関との合同による船内検査、張込み等の取締り、クリーン・コントロールド・デリバリーを積極的に実施する。さらに、爆発物・銃器探知犬を活用し、主要空港等における取締りの強化に努める。

④ 関係団体に対する支援及び広報啓発活動の推進

ストップ・ガン・キャラバン隊等の関係団体に対して支援を行うとともに、これらの団体と連携し、効果的な広報啓発活動を実施する。

⑤ 銃器の不正取引を防止するための規制の導入

銃器等の不正取引を防止するため、銃器等の密売広告の禁止のための法整備について検討する。

⑥ 銃器対策に関する国際協力の推進

銃器対策に関する国際協力を推進するため、「国際組織犯罪防止条約銃器議定書（仮称）」の早期締結に向けて、同議定書が義務付けている銃器への刻印、記

録保存、輸出入管理等に関する制度を確立するため、国内関係法令等の整備を図る。

4 薬物対策の推進

① 薬物密輸の水際阻止

官民一体となった情報収集を強化するなど情報収集・分析体制を強化するとともに、関係機関が連携して、海空港等における監視体制の強化、背後関係を含めた薬物密輸組織の解明等に取り組むことにより、薬物密輸の水際阻止を図る。

② 密輸・密売組織の壊滅に向けた取組及び多様化する乱用薬物への対応

密輸・密売手口の巧妙化に対応し、密輸・密売組織の中枢に打撃を加えるため、通信傍受、コントロールド・デリバリー等の捜査手法及びシグニチャー・アナリシス（化学物質指紋分析）を積極的に活用し、薬物密輸・密売実態の解明を図るとともに、その犯罪収益の剥奪を含め、関与者について厳正な刑事処分を促進する。また、大麻、MDMA等乱用される薬物の多様化に対応するため、薬物鑑定技術の高度化を図る。さらに、若年層への乱用拡大が見られる大麻事犯について、取締り方策の検討を行う。

③ 薬物乱用防止に向けた取組の推進

薬物需要の削減を図るため、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部決定）に基づき、薬物乱用防止に係る予防啓発活動を推進するとともに、受刑者、少年院在院者及び保護観察対象者に対する処遇プログラムの実施等による再乱用を防止する。また、薬物依存者を抱える家族への相談体制の充実を検討するとともに、学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図るため、薬物乱用防止教室の開催、教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓発のためのシンポジウムや広報啓発活動等の実施を推進する。さらに、薬物の供給遮断を図るため、乱用薬物の麻薬等への新規指定等を適時適切に実施する。

④ 薬物対策に関する国際協力の推進

我が国への薬物供給源となっている薬物の密造地域等における薬物対策に関する取組への支援を強化し、世界的な薬物乱用問題の解決に貢献するため、国

際会議等における情報の共有、国際機関への協力及び二国間協力を推進する。

5 組織的に敢行される各種事犯への対策

① カード犯罪、偽造通貨等対策の推進

カード犯罪に対応するため、金融機関や関係業界に対し、キャッシュカード等のＩＣカード化によるセキュリティ・レベルの向上やＡＴＭシステム等に係る健全かつ適切な業務の運営を確保するための内部管理体制の整備、キャッシュカード等の利用に伴う様々なリスクに係る顧客への説明態勢の整備を促進する。また、関係業界等との連携強化を図って偽造通貨を行使しにくい環境の整備を進めるとともに、偽造通貨等の海外からの流入阻止を図る。さらに、官公署等が発行する各種証明書等の偽造防止対策を推進する。

② 環境犯罪対策の推進

産業廃棄物の不法投棄事犯、不法焼却事犯及び水質汚濁事犯等の環境犯罪について、関係省庁連携の下、取締りを強化する。また、地方公共団体と連携し、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施、ＩＴを活用した未然防止システムの配備、産業廃棄物処理業の優良化の推進等により、不法投棄等が発生しない仕組みづくり、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止を図る。さらに、健全かつクリーンな産業廃棄物処理業界の構築及び行政対象暴力の排除に向け、廃棄物処理法の暴力団排除条項の的確な運用、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の普及啓発活動等を推進する。

③ 不正軽油関係事犯の取締りの推進

関係省庁が連携して、軽油引取税の脱税を目的とした不正軽油の製造・販売及びその製造過程で生成される硫酸ピッチの不法投棄等の事犯の取締りを推進する。

④ 密漁事犯の根絶

暴力団関係者、外国人等による悪質巧妙な密漁事犯の根絶を図るため、地域住民や漁業協同組合、国内外の関係機関と連携して情報収集体制の強化を図るとともに、船舶や航空機、捕捉資機材等による監視・捕捉能力や現場鑑識能力を充実強化する。

⑤ 違法風俗店等に対する取締りの推進

地域社会の清浄な風俗環境を著しく損ない、青少年の健全育成にも重大な影響を与えている違法風俗店に対する厳正な取締りを推進するとともに、行政処分の実施等により違法風俗店を確実に排除する。また、関係機関が連携して、人身取引の温床になりやすい風俗営業店への定期的な立入り、違反業者及び悪質な雇用主の取締りを推進することにより、風俗営業店等における人身取引・不法就労を排除する。

第5 安全なサイバー空間の構築

1 違法・有害情報対策

① インターネット上の違法・有害情報対策に係る関係者間の連携強化

国内外のインターネット上の違法・有害情報やITに関連する様々な社会問題の実態把握及びその対処のため、IT安心会議等において関係省庁間の連携をより強化するほか、政府、事業者、関係団体等関係セクターを横断した実務家間での情報共有を図る。

② インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進

青少年インターネット環境整備法に基づき、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議を設置し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を策定するとともに、同計画に基づき、フィルタリングの普及促進、インターネットの適切な利用に関する教育及び保護者等に対する広報啓発を推進する。また、フィルタリングの性能及び利便性の向上に向けた事業者の取組を支援し、青少年がインターネットを利用する場合におけるフィルタリングの更なる導入促進を図る。

③ 情報モラル教育及び広報啓発活動の推進

地域、家庭及び学校における情報モラル教育の推進のため、保護者等を対象とした講座を通信事業者等と連携して全国で実施し、インターネット上の違法・有害情報の現状及びフィルタリングの重要性等に関する理解向上を図る。また、違法・有害情報対策に関する情報提供サイトの構築・充実化等を行い、効果的な情報提供に努める。さらに、小中学校の新学習指導要領において、各教科等の指導において、情報モラルを身に付けることを新たに規定するなど、

義務教育において情報モラル教育の充実を図ることとし、各教科等における具体的な指導に当たって教員の参考となる手引きの作成、情報モラルの指導実践事例等を紹介する教員向けのウェブサイトの普及等により、新学習指導要領の円滑かつ確実な実施を図る。

④ 違法・有害情報への対応の検討

青少年インターネット環境整備法の施行状況等を踏まえ、インターネット上の違法・有害情報対策の在り方について検討する。

2 違法・有害情報を排除するための自主的な取組への支援

① インターネット・ホットラインセンターの体制強化等の推進

インターネット上に氾濫する違法・有害情報により効果的に対応するため、インターネット・ホットラインセンターの体制を強化し、サイバーパトロールの民間委託等を推進するとともに、違法・有害情報の削除等の措置を講じるサイト管理者、サーバ管理者及び通信事業者に関する法的責任の負担軽減方策や自主的対応への支援の在り方について検討する。また、有害情報簡易通報システムの開発・実証等により、サイト管理者、インターネット関連事業者、NPO、利用者等が協力して、違法・有害情報を効率的に特定・選別できる環境の整備を図る。

② 携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進

保護者が、子どものリテラシーや利用方針に即した適切な携帯電話サービスを選択できるようにするための携帯電話事業者等の取組を支援するとともに、携帯電話の不適切な利用による犯罪被害やメール依存、いじめの当事者となること等の危険性、家庭や学校におけるルールの必要性についての周知を図る。また、携帯電話をめぐる様々なトラブルに関し、学校現場の対応を支援するとともに、家庭、地域、民間事業者等が一体となって青少年を見守る体制を整備する。

③ 違法・有害情報に関する紛争解決手続の在り方についての調査・検討

サイト管理者とコンテンツ掲載者、フィルタリング事業者等による違法・有害情報への対応に関するトラブルを解決するための取組を強化するため、紛争の類型化及び解決の在り方について調査・検討を行う。

④ 違法・有害情報検出方法及びフィルタリングソフトの高度化及び普及促進

多様化するインターネット上の情報に対し、掲示板等に記載されたキーワードや文脈から必要な情報を検索する技術等の応用について引き続き検討し、サイト管理者等民間事業者による自主的な取組を支援するとともに、ISP等が違法・有害情報等を迅速かつ効率的に検出し、削除や通報に活用するための高度な技術等の実現に向けて研究開発支援を行う。また、フィルタリング利用者の利便性向上を図るため、コンテンツの分類・格付け基準の策定に向けた取組を支援するとともに、フィルタリング利用推進のための自主的な取組を支援する。

3 サイバー犯罪対策の推進

① 官民連携によるサイバー犯罪の防止と徹底検挙

サイバー犯罪の複雑化・巧妙化に対し適切に対処するため、サイバー犯罪防止のための官民連携を強化するほか、サイバー犯罪の情報収集・分析・取締り機能の強化、サイバー犯罪の捜査に携わる警察職員の技能水準の向上、サイバー犯罪捜査の効率化を図るための新たな枠組みづくり等を推進するとともに、国際連携・協力の強化を図り、サイバー犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現する。また、インターネットカフェを利用したサイバー犯罪を防止するための対策を推進する。

② サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた法整備等の推進

情報技術分野の急速な発達に伴い急増したサイバー犯罪に適切に対処するため、平成16年7月に発効したサイバー犯罪に関する条約について、我が国においても、法整備を早期に完了させ、速やかな締結を目指す。

③ 情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進

コンピュータやインターネットを利用する一般利用者等がIT社会を構成する一員としての責任を自覚し、正しい知識と理解に基づいてITを利用することにより、コンピュータウィルス、不正アクセス、フィッシング等の情報セキュリティに係る被害や個人情報流出による被害を防止するため、被害防止に資する情報の提供及び情報セキュリティリテラシーの向上を目的とした普及啓発活動を推進する。

④ コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備

コンピュータウィルス、不正アクセス、ソフトウェア等の脆弱性等の届出制度を活用するとともに、関連する情報セキュリティ上の問題に関する最新情報の収集・調査を通じて、個々の利用者や企業に対策情報を適切に提供し、情報セキュリティ問題に関する被害の抑制・未然防止を図る。

⑤ 情報通信ネットワーク等の安全性及び信頼性の確保

利用者が安心して安全にネットワーク等を利用することのできる環境を実現するため、コンピュータウィルス、不正アクセス、サイバー攻撃等に対する情報通信ネットワーク、情報システム、IT製品等の脆弱性を低減させるための技術開発等を推進し、情報通信ネットワーク等の安全性及び信頼性を向上させる。

第6 テロの脅威等への対処

1 テロに強い社会の構築

① 国民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進

国、地方自治体及び関係機関が緊密に連携し、総合的なテロ対策を推進するとともに、国民の理解と協力を得て、官民が一体となって、「あらゆるテロを許さない」という共通の理念の下、テロに強い社会の実現を目指す。そのために必要な諸制度について、諸外国の法制も参考としつつ、検討を進める。

② 外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化（再掲）

外国人集住コミュニティの住民団体等や外国人集住コミュニティをその地域内に有する地方公共団体と警察との連携を強化し、不審動向等に関する情報連絡を密にすること等により、国内の外国人集住コミュニティが犯罪組織、テロリスト等に悪用されることを防止する。

③ 国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化

国連安全保障理事会決議の遵守、G8等の地域フォーラム及び二国間での各種宣言の発出等を通じ、テロ対策に関する政治的意思の共有を確認するとともに

に、テロ対策に関する国際基準の作成に貢献し、着実な国内履行を目指す。また、テロ対策能力が不十分な国に対し、法制度整備支援、警察・海上保安・出入国管理・交通保安等幅広い分野での技術協力、海上警備機材等設備の支援等を行う。

２ 水際対策の強化

① 空港・港湾危機管理（担当）官を中心とした水際危機管理体制の強化

各国際空港及び国際港湾において、空港・港湾危機管理（担当）官を中心に都道府県警察、入国管理局、税関、海上保安部、空港・港湾管理者等関係機関の連携や、情報交換、監視警戒等の水際対策を強化するとともに、事案発生時の対応能力向上のため、テロ事案等を想定した合同訓練を実施する。また、空港保安委員会及び港湾保安委員会の枠組みを活用することで、情報連絡、警戒、検査等の態勢充実に向けた関係機関の連携強化を推進する。

② 情報収集の強化及び出入国管理関係法令の適切かつ厳格な運用

テロリスト等の危険人物の入国を水際で阻止できるように、上陸拒否事由該当者等に関する情報収集を強化し、出入国管理関係法令を適切かつ厳格に運用する。

③ 事前報告情報等の効果的活用・資機材の整備等

テロリスト等の入国阻止に向けて、外国人の個人識別情報を用いた上陸審査のより効果的な運用並びに航空機及び船舶の長からの事前報告情報等のより効果的な活用のため、必要な態勢整備を検討するとともに、航空機及び船舶の乗員で、乗員上陸許可を受けて上陸している者の本人確認をよりの的確に行うため、旅券又は乗員手帳の携帯の義務付け等について検討を進める。また、偽変造文書鑑識機器の整備や入国審査官の鑑識能力の一層の向上により、更に厳格な入国審査を推進する。

④ 海上警備・沿岸警備の強化（再掲）

不審船・工作船による我が国領海内への侵入、船舶密航等の不法出入国や薬物・銃器の密輸に対する確実な対処等警備体制の万全を期するため、警察、海上保安庁等が連携し、漁業協同組合や沿岸住民等の協力を得つつ、監視能力等を向上させた巡視船艇・航空機による警戒活動、沿岸部におけるパトロール、

検問等を強化して摘発に努める。また、情報収集・分析、内偵活動、機動的な広域捜査等を積極的に行うほか、中国、東南アジア諸国等からの直航船を始めとする外国船舶への立入検査を強化する。

⑤ 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進（再掲）

SOLAS条約の一部改正を受けて平成16年7月から施行された国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき、国際航海船舶における保安の確保、国際港湾施設における保安の確保、国際航海船舶等の入港に係る規制等を実施する。

3 テロの手段を封じ込める対策の強化

① NBCテロ等に使用されるおそれのある各種物質の管理体制等の強化

NBCテロ等に使用されるおそれのある核物質、放射性同位元素、生物剤、化学剤等について、テロを防止するため、各関係法令に従って、取扱事業者を対象とした保管・管理の徹底等の指導や、取扱施設に対する立入検査等を適時適切に実施する。また、テロリスト等による盗難、流出等を防止するために取扱事業者が行う保管・管理に関し、放射性同位元素については、IAEAにおける検討結果を踏まえた上で必要な対策を検討し、化学剤については、その多様性から取扱事業者の自主的取組に負うところが大きい保管・管理の実態を踏まえ、テロ対策の観点からの専門的な助言等を行うことができる仕組みの在り方を検討する。

② マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進（再掲）

組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令のほか、FIU情報を活用し、マネー・ローンダリングの関与者を的確に処罰するとともに、マネー・ローンダリングに係る犯罪収益の剥奪を徹底し、犯罪収益がテロ活動を含む犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大に利用されること等の防止に努める。

③ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化（再掲）

平成20年3月から全面的に施行された犯罪収益移転防止法を的確に運用し、特定事業者が行う本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が確実に行われるように、指導監督を強化する。

④ F I Uの充実・強化（再掲）

外国F I Uとの情報交換枠組みの設定・締結交渉をより積極的に実施し、外国F I Uとの緊密な連携を図りながら、マネー・ローンダリング事犯の検挙や犯罪組織の実態解明を強力に推進するため、F I Uの充実・強化を図る。

⑤ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化（再掲）

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策を的確に推進するため、関係省庁間の連携を強化するとともに、犯罪収益移転防止法の規定に基づき届け出られた疑わしい取引情報について、我が国のF I Uにおける迅速かつ的確な分析能力を強化する。

⑥ F A T F相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化（再掲）

平成20年に実施されたF A T F相互審査の結果等を踏まえつつ、マネー・ローンダリング等対策を強化するため、関係省庁が連携して、特定事業者による顧客管理の改善を含め、必要な制度の改正及び運用の見直しを推進する。

4 情報機能等の強化及び違法行為の取締りの徹底

① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化

情報関係省庁間の緊密な連携及び諸外国治安情報機関との情報交換の拡大等により、テロの未然防止に向けた情報収集・分析機能の強化・高度化を図る。また、テロの「兆し」に係る情報の提供を確実に受けられるように、旅館・ホテル業者、爆発物原材料・毒劇物・病原体・毒素・放射性物質等の取扱事業者、インターネットカフェ事業者、海事・漁業関係者等の民間事業者に対する働き掛けをより強化する。

② カウンターインテリジェンス機能の強化

テロリストによる情報収集・工作活動を封じ込め、諸外国による対日有害活動に的確に対処するための情報収集・分析能力及び摘発活動を強化する。また、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、特別管理秘密に係る基準の運用を開始するなど、政府の情報保全体制を強化する。さらに、情報活動に従事する職員に対し、情報保全に関する研修等を実施する。

③ 極左暴力集団、右翼、国際テロ組織等による違法行為の取締りの徹底

極左暴力集団による飛翔弾発射等のテロ・ゲリラ、右翼による要人・政府機関等に対するテロ、国際テロ組織による各種テロ等の違法行為に対する取締りを徹底する。

5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化

① テロ等の未然防止のための重要施設・要人等の警戒警備の強化

主要な重要施設・要人等について、警戒体制・要領、施設管理者等との連携要領等の点検を随時行うとともに、装備資機材の積極的な整備・活用等により、効果的な警戒警備を推進する。また、施設管理者等と緊密に連携し、個人情報及び施設情報の管理を含め、自主警備態勢の強化を図る。臨海部については、原子力施設、米軍施設、国際空港等に対し、巡視船艇・航空機による監視・警戒を実施する。特に、原子力施設については、防護措置の実効性を確保するために、定期的な核物質防護検査を引き続き実施していく。

② 交通機関のテロ対策の推進

鉄道、自動車運送及び航空の各事業者に対し、駅構内等における監視カメラの増設や巡回警備の強化、バスジャック対策の徹底及び初動対処訓練の実施、フェンスの強化・センサーの設置拡充等の空港警備の強化、液体物の機内への持込み制限等手荷物に対する保安強化について要請を行い、その旨を利用者に周知徹底するなど、交通分野におけるテロ対策の充実・強化に取り組む。

③ 緊急事態への対処能力の強化

緊急事態への対処能力を強化するため、特殊部隊、NBCテロ対応専門部隊等の装備資機材の充実・強化を図るとともに、関係機関が連携し、具体的な事案を想定した実戦的訓練を徹底する。また、海上における対処能力の向上のため、巡視船艇、航空機の高性能化や個人装備等の充実を図るとともに、必要な要員を配置する。

6 サイバーテロ対策・サイバーインテリジェンス対策

① サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策の強化

サイバーテロ及びサイバー空間における諜報活動（サイバーインテリジェンス）への対策を強化するため、サイバー空間におけるテロの予兆等の早期検知・対処態勢の充実強化を図るとともに、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を強化するなどして、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施するほか、対処に必要な技術の研究開発を促進する。

② 重要インフラ事業者等との更なる連携の強化

法執行機関と重要インフラ事業者等との間で実施しているサイバーテロ対処共同訓練の質的向上を図るなど、重要インフラにおける情報セキュリティ対策の充実・強化を推進する。

7 大量破壊兵器の拡散等国境を越える脅威に対する対策の強化

① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等

大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止のため、情報収集・分析機能の強化、国連安全保障理事会諸決議の着実な実施、国際的輸出管理レジーム及び拡散に対する安全保障構想（P S I）への積極的参加・貢献、輸出関連企業及び研究機関等に対する指導啓発の推進並びに不正輸出事案の取締りの強化に取り組むとともに、安全保障貿易管理強化のための規定の整備を検討し、海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約2005年議定書の早期締結等拡散防止強化のための態勢の整備に努める。また、核物質等の不法取引阻止のため、「メガポート・イニシアティブ」のパイロットプロジェクトを米国政府等と協力して実施する。

② 海賊対策の強化

従来からの東南アジア周辺海域における海賊対策に加え、近年のソマリア沖・アデン湾等の被害の状況等を踏まえ、これを抑止し取り締まるため、法制度上の枠組みの検討を含め、関係省庁が連携して各種対策を推進する。

8 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応

① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

北朝鮮に対し、引き続き「対話と圧力」の姿勢を堅持し、「拉致問題の解決なくして日朝国交正常化はあり得ない」との方針の下、すべての拉致被害者の安

全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに被疑者の引渡しを強く求め、拉致問題対策本部を中心に、日朝協議への真剣な取組、対北朝鮮措置の実施、捜査努力、関連情報の収集・分析、国際協調、広報活動等を政府一体となって全力で推進する。

② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化

北朝鮮による拉致容疑事案を始めとする対日有害活動に的確に対処するため、国内における情報収集・分析担当官等の質的・量的充実強化を図るとともに、外国治安情報機関との情報交換、海外における情報収集活動等を充実させ、情報収集・分析機能の強化を図る。

③ 拉致問題の解決に向けた外交交渉の継続

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に関する捜査・調査の結果、新たに拉致と認定される事案も含め、北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるとともに、拉致に関する真相究明及び拉致実行犯の引渡しを行うように、引き続き強く要求する。また、国連を始めとする多国間協議や関係各国との緊密な連携を通じて、拉致問題の解決に向けた国際的な協調を更に強化する。

④ 北朝鮮による人権侵害問題に関する啓発活動の推進

国民的問題である拉致問題等への関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」中におけるシンポジウム等の開催、関係省庁、地方公共団体におけるポスターの掲出、チラシ等の配布、メディアによる周知・広報、講演会・写真パネル展の開催等様々な啓発活動を実施する。

第7 治安再生のための基盤整備

1 人的・物的基盤の強化

① 地方警察官等の増員

治安回復のための諸施策を推進するため、その質の確保に留意しつつ地方警察官等の所要の増員を図るとともに、警察庁職員の所要の増員を図る。また、退職した警察職員を交番相談員、警察安全相談員、スクールサポーター等の非常勤職員等として積極的に活用する。

② 治安関係職員の増員

迅速な捜査処理、平成21年5月開始の裁判員裁判等への対応のため、検察官及び検察事務官の所要の増員を図るとともに、水際対策の強化等のため、税関職員、港湾保安調査官、海上保安官、入国審査官・入国警備官、査証官、麻薬取締官、公安調査官の所要の増員を図る。また、矯正処遇の充実のため、矯正施設職員の所要の増員を図るとともに、更生保護制度の充実強化のため、保護観察官の所要の増員を図る。

③ 保護司活動の基盤整備

保護司候補者検討協議会の運営等により、保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い分野から保護司の候補者を得るとともに、保護司会と地域の関係機関・団体との連携を強化し、処遇活動、犯罪予防活動を始めとする更生保護の諸活動を一層促進するための拠点としての更生保護活動サポートセンターの効果を検証し、その設置拡大について検討する。

④ 現場執行力の強化に向けた教育の推進

警察官、海上保安官等の職務執行を取り巻く情勢の悪化、大量退職期に伴う組織の人的構成の変化に的確に対応するため、職場、各級警察学校等において、現場での対応及び捜査指揮に関する実践的教育を充実させるなど、現場執行力の強化に向けた教育を推進する。

⑤ 関係機関間における人事交流の促進

犯罪取締り及び犯則調査等に係る専門家の育成等治安関係職員の質的向上を図るため、関係機関間における人事交流を促進する。

⑥ 留置施設の整備と留置業務の効率化の推進

留置施設の過剰収容の緩和・解消を図り、被留置者の適正処遇を推進するため、留置施設及び留置保護室の整備を推進する。また、留置管理業務を効率化するため、集中護送制度の導入とこれに必要な検察庁等における待機場所の確保等を図る。

⑦ 治安関係施設等の整備

事案の真相究明に必要な取調べ環境を確保するため取調べ室を改修するなど、警察署等警察施設や検察庁庁舎の所要の整備を着実に推進するほか、被保護者の問題性に応じた専門的な処遇機能を伸張り、再犯防止及び社会復帰促進の強化を図るため、更生保護施設の人的・物的基盤の強化を推進する。また、更生保護施設に対する地域社会からの一層の理解・協力の獲得を促進するとともに、運営主体の参入促進方策について検討する。さらに、刑務所を始めとした矯正施設・宿舍の整備を図り、被収容者処遇の適正化を図る。

⑧ 現場執行力の強化に向けた装備資機材等の整備

社会的反響が極めて大きい凶悪重大事件、大規模災害、街頭犯罪・侵入犯罪等に的確に対応するため、映像伝送用の通信資機材や銃器使用立てこもり対策用の資機材等各種装備資機材等の整備を推進する。また、巡視船艇、航空機、車両等の老朽化に伴う代替整備、「空き巡視艇ゼロ」を目指した複数クルー制の拡充を推進する。

⑨ 警察の現場執行力の強化に向けた技術の活用

110番通報に迅速かつ的確に対処するため、緊急配備支援システム、地図情報システム、カーロケータ・システム、メール110番受付システム等の整備を促進することにより、通信指令システムの高度化を図るとともに、通信事業者と連携し、携帯電話、IP電話等を利用して110番通報を行った場合でも、GPS等を活用することによって、受理側で発信位置を特定することのできるシステムの整備を推進する。また、緊急車両が現場に到着するまでの時間の短縮と緊急走行に伴う事故防止を図るため、緊急車両の優先信号制御を行うシステムの整備を推進する。

⑩ 警察の情報基盤の強化

情報の機密性・完全性・可用性を確保しつつ、情報管理システムの信頼性の向上等を図ることにより、犯罪の検挙等に必要な警察の情報基盤を強化する。

⑪ 治安関係機関の通信システムの高度化

警察基幹通信網について、光ネットワーク等の高速な回線の順次導入及び既存回線の組合せによる高度化・堅牢化を図るとともに、高度化した警察基幹通信網の運用に当たるための高度な技術を身に付けた第一線警察職員の育成を推

進する。また、地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数を有効利用し、安全で安心な社会の実現のため、警察、消防、防災等の関係各機関の共同利用型の公共ブロードバンド移動通信システムの実用化に向けて検討する。

⑫ 各種調査研究等の実施

犯罪者を生まない社会の構築のため、家庭環境と犯罪との関係についての調査研究、犯罪報道が犯罪に与える影響についての調査研究、少年問題に関する共同研究、来日外国人少年の非行防止対策に関する調査研究、無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究等を実施するとともに、安全で安心な社会を実現するため、競争的資金等を活用し、危険物検知のためのセンサー技術に関する研究開発等を推進する。また、依然として厳しい治安情勢に的確に対応するとともに、行政の一層の高度化を図るため、諸外国の治安情勢、法制度等に関する海外調査研究を推進する。

2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充

① 犯罪の痕跡の確実な記録と迅速かつ的確な犯罪捜査への協力確保

犯罪の痕跡が確実に記録されるようＡＴＭ・コンビニエンスストア等に設置される防犯カメラ映像や携帯電話の通話履歴の保存期間の延長、固定電話の通話履歴中の架電先電話番号の明示、自動販売機への防犯カメラの設置等の措置について、電気通信事業者、金融機関等の事業者にも更なる理解を求め、捜査への協力を確保する。また、捜査に不可欠な情報をより迅速かつ的確に収集することができるよう、捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応を促す。

② 国民からの情報提供の促進

広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、捜査特別報奨金制度を一層活用するなど、有効な方策について検討する。

③ 自動車ナンバー自動読取システムの一層の整備活用

盗難自動車の発見や自動車を利用した重要犯罪の捜査に高い効果を発揮する自動車ナンバー自動読取システムの整備活用を一層推進するとともに、手配車両以外の車両が捜査の対象とされないようにするため、ナンバープレートの盗難に遭った被害者からナンバープレートの再交付申請がなされた場合には同一の登録番号の交付を行わないよう適切に対応する。

④ 客観的な証拠の収集方法の整備強化

DNA型データベースの拡充、DNA型鑑定資機材の整備、DNA型鑑定に係る人材育成等を着実に推進し、通信傍受、DNA型鑑定等の捜査手法の適正かつ効果的な運用に努めるとともに、より効果的な活用に向けた方策について検討する。また、ひき逃げ事件を始めとする悪質な交通事故事件等を含め、悪質事件への組織的かつ重点的な捜査体制を整備するとともに、実況見分、鑑識活動等に係る教育の強化を図る。

⑤ 犯罪捜査活動の密行性の強化

捜査用車両を使用した犯罪捜査活動の密行性を確保するための方策について検討する。

⑥ 死因究明体制の強化

死体取扱数の増加に対応するため、的確な検視の実施に資する人員の増強、施設・資機材の整備、死亡時画像病理診断の積極的活用、医師の死体検案に対する意識・能力の向上を推進するとともに、解剖医・解剖施設の充実、大学医学部の法医学講座等との連携促進、監察医制度の更なる活用等死因究明体制を強化するための方策について検討する。

⑦ 科学捜査力の充実・強化

より効率的な犯罪捜査のため、科学捜査に係る組織体制の整備、鑑識・鑑定資機材及び情報技術解析用資機材の整備・高度化を推進するとともに、画像の高度解析技術等先進的な科学技術の犯罪捜査への活用を一層推進する。また、新たな通信手段に対応した逆探知技術や通信傍受技術について研究開発を推進するとともに、携帯電話等の電子機器等を解析する能力の強化、解析に関する高度な技術を身に付けた第一線職員の育成、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジックに係る取組を強化する。さらに、被疑者三次元顔画像データベースの整備について検討する。

⑧ 社会・経済情勢の変化に応じた有効な捜査手法等の導入・活用の検討

犯罪の凶悪化、組織化及び複雑化等に適切に対処し、犯人の特定・検挙や事案の真相解明をより効果的に行うことができるようにするため、諸外国におい

て活用されている刑事免責、おとり捜査・潜入捜査、通信傍受等の捜査手法の導入又は積極的活用について検討する。

⑨ 犯罪の発生原因等の総合的分析の推進

被疑者の早期検挙を可能とするため、犯罪関連情報の総合的分析の一層の推進やプロファイリングの積極的活用に努めるとともに、効果的な犯罪対策に係る政策形成を促進するための基礎情報を得るため、先進諸国で行われている犯罪問題研究の内容を参考にしつつ、犯罪被害調査の反復・継続的实施、関係研究機関による犯罪情勢に関する情報の共有化、犯罪対策の効果に関する評価研究を引き続き総合的に推進する。

3 裁判への的確な対応

① 裁判員裁判への的確な対応

自白の任意性の効果的かつ効率的な立証のため、警察捜査における取調べ状況の一部録音・録画の試行を実施する。また、分かりやすい立証の観点から、供述調書を含む各種捜査書類作成要領の検討・作成、公判廷における警察官の証言技術・能力の向上のための教育等を推進する。

② 迅速で充実した公判審理の実現

刑事裁判について、検察官の公判遂行能力の向上、集中的審理の積極的实施等により、充実した公判審理の実現に努め、迅速かつ適正な刑罰権の実現を図り、国民の刑事司法に対する信頼にこたえるための取組を推進する。